

平成15年度第4回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日 時：平成15年9月22日(月) 13時30分から17時10分まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 部会長 田中 仁 副部会長 岡田 秀二 委員
長田 洋子 委員 遠藤 勝彦 委員 加藤 徹 委員
徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員

司 会 それでは定刻となりましたので、ただいまから平成15年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催させていただきます。

本日は、行政評価委員会公共事業評価部会委員として8名の先生方にご出席いただき、行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、高橋委員、両角委員につきましては、本日所用のため欠席なされております。

次に、お願いでございます。

ここで、お手元のマイク的使用方法につきましてご説明申し上げます。

ご発言の際には、右下のマイクスイッチをONにいただきまして、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話しいただきますようお願いいたします。ご発言が終わりましたら、マイクスイッチをOFFにしてください。

ご面倒をおかけしますが、よろしく願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

森杉部会長、よろしく願いいたします。

森杉部会長 皆様、どうもご苦労さまです。

まず、議事録署名委員の指名をいたします。

今回は、加藤委員と徳永委員のお二人にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、いつものことですが、会議の公開についてです。

公開ですが、傍聴につきましては本会場に表示しております要領に従うようお願いいたします。

写真撮影と録画、こういうものにつきましては、事務局の方の指示に従って会議の妨げにならないようお願い申し上げます。

それでは、議事に従いまして進めていきます。

まずは、「詳細審議対象事業について」という題目になっております。確認していただきますが、前回の部会と同様に資料1として整理表があります。これにつきまして室長の方からご報告をいただくということになりますが、お願いいたします。

行政評価室長 では、私の方から資料についてご説明いたします。

きょう、審議していただきます事案は5事業でございます。資料1と、それから参考資料1、参考資料2という、事務局からはきょう新たにこの3点を出させていただきます。参考資料3以下につきましては、部局の方で説明資料として提

出したものでございますので、後でこれに基づいて説明をさせていただきます。

それでは、資料1についてでございますが、これは前回同様いわゆる整理表という形で出させていただきました。

まず、19番の海岸保全施設ということで隈崎地区についてでございますが、これについては先生方から質問、それから追加資料等のご要望がございました。これについて後で県の方から回答といいますが、説明をさせていただきます。

それで、右の方にいきまして、きょう、審議結果という格好で「妥当」、それから「意見を付して妥当」、それから「見直し」という3段階で、次の回ではっきりと決めていただきますが、暫定的にここで決めていただくということでございます。それで、附帯意見があれば、それについてきょう、ご発言をいただくという段取りで進めていただきたいと思います。

それでは、五つの事業についてちょっとご説明させていただきますと、花淵山バイパスについても質問がございます。これについても後で説明をさせていただきます。前の海岸保全、それから花淵山バイパス、これは現地を先生方に見ていただいております。

次のページでございますが、出島バイパス、それから仙石線の連続立交、これについては特に意見とか質問等はございません。この連続立交については現地を見ていただいております。

それから、加瀬沼公園につきましては、現地も見させていただきましたし、また質問等も出ております。これについても後でご説明をさせていただきます。

次に、参考資料1でございますが、これは前にもお出ししておりましたが、いわゆる分科会で審議していただいたときの問答でございますので、審議する中で参考にしていただければということで、改めてきょう、出させていただきます。

それから、参考資料2でございますが、これも県民意見の状況について思い出していただくために再度でございますが出させていただきます。内容については、この箱の中にありますように出島バイパスについては、このままのペースでいくと六、七年もかかるので、幅員10メートルだけれども幅員などの工夫をしてもらって早期に完了することをお願いしますということと、離島という環境を十分考慮してくださいという内容でございました。

それから、加瀬沼公園については、費用対効果の分析方法についてのご意見でございました。

次のページでございますが、仙石線の多賀城地区連続立交につきましては、踏切周辺の渋滞解消についてとか、高架化のときの高架構造物を与える圧迫感についてとか、高架にしない場合の地域整備ということについてご意見を出されております。

次のページは、事業課の方で意見に対する見解という形でまとめたものでございます。これは、前にもご説明しておりますので省略をさせていただきます。

事務局から提出させていただいた資料については、以上でございます。

森杉部会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、早速第1番目の事業の審議に入りたいと思いますので、これにつきましてもまずはご説明のほどをお願いいたします。

漁港整備課長 それでは、資料1の一番最初19番、事業種別 海岸保全施設整備事業（高潮対

策) 亘理の隈崎地区でございます。

委員の先生方から意見・質問等ここに書いてございます六ついただいておりますので、その順番で答えさせていただきます。

一番最初、この事業がなかった場合の被害想定が過大になっているのではないかというご意見でございます。

今回、離岸堤の設置目的というのが侵食と越波防止でありまして、想定している浸水被害を直接防護する施設は既設の堤防、護岸と今後実施することになっております胸壁となっております。便益の計測方法でございますけれども、先日の会議で参考資料として費用対効果の算出について提出しておりますけれども、その出典がよくわからないということで、今回、先生方のところに資料を再度提出させていただいておりますが、別紙で提出しておりますけれども、これ水産庁からの通知文でございまして、投資効果の試算についてということでございますけれども、それを再度提出させていただいております。

算出の方法とか内容につきましては前回資料と同様ですけれども、水産庁の漁港部防災海岸課からこのようなことで試算をなささいということで、それに基づいて行ったものでございます。

また、被害の想定 = 浸水区域につきましては、先日お話しいたしましたように昭和57年の台風18号、浸水区域70ヘクタールでございますけれども、その被害実績で想定しております。

2番目のご意見でございますが、海岸線の侵食防御効果をどのように金額に換算しているのかという質問でございます。

これも本日配付いたしました資料の3ページの、上から二つ目のくりになっていますの再生産不可能有形資産というところがございまして、そのうちの森林・原野その他ということで1ヘクタール当たり500万円とされておりますことから、現場が年間50センチ程度侵食が進むものと想定いたしまして、対象海岸延長903メートルで海岸対象面積を算出して、ここで示されております土地1ヘクタール当たり評価額500万円を乗じたものを侵食による年間防護効果としたものでございます。

3番目の一般資産に対する被害額を平均額で算出しているが、現状と合っているのかというご質問でございますけれども、これも国からの通知によりまして4ページの8番の便益のところ合計額が書いてございますが、国民1人当たりの防護資産額としてそれぞれの項目がございまして、それらの合計が1人当たり943万円となっておりますことから算出したものでございます。

4番目の防潮林を切り開いて人家となったと思われるが、経緯を教えてくださいというご意見でございます。

この海岸林との関係につきましては、この場所は飛砂防備保安林、砂が飛んでくるのを防ぐ保安林として昭和27年に指定されたものでございまして、指定区域内には集落はございません。

また、この地区は昭和30年の後半から堤防、突堤の施設整備を行っておりますので、したがって事業が始まる前に既に保安林の指定がされておりますので、防潮林を切り開いて人が住んでいるということはありません。

5番目の環境問題から海岸のごみ対策について説明してほしいというご意見でございますけれども、この事業の目的は国土保全と災害を未然に防止するための施設

整備であります。

したがって、事業の中で例えばごみの清掃処理等を実施するという事は困難でございます。しかし、海外の管理者といたしましてNPO、その他海岸利用団体等の協調や調整を図りながら、清掃活動等について積極的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、皆さんのもとに配付いたしました6ページ、7ページ、特に6ページの一番上、「荒浜海岸一斉清掃」ということで活動団体名巨理町、河口及び荒浜海岸の清掃というのをここでは1,730名の参加で行っておりますし、7ページの上から三つ目、「ざ・炭焼き」ということでは海岸の清掃をして、集積した流木による炭焼き体験というようなことを通して清掃活動をやっていると、そういった事例がございます。

それから、6番目の高潮・津波の再来確率を30分の1としているが、その根拠等について説明してほしいということでございますが、これも国の方針でございますけれども、想定被害規模の再来確率年につきましては、海岸事業の施設設計基準に準拠しまして30分の1で設定しているところでございます。

説明は以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。
それでは、ご質問、ご意見をお願いします。ご審査のほどお願いします。

田中副部会長 私、現地見学会に行っていなかったので、もしかするとお話が出たのかもしれませんが、ここは護岸とか突堤とか既存の施設があるわけですね。そうしますと効果ですね、これは投資に対しての追加的な効果と、そういうような評価になっているんですか。既存の施設との仕分けといいますか、その辺どうなっているんでしょう。

漁港魚塀整備課 既存の施設は今、防波堤、防潮堤があるわけですが、そのまま離岸堤等をしなければ侵食されまして倒れるということがありますので、まず、それを防ぐということで離岸堤を計画しています。

もう一つ、先ほどうちの課長から話がありましたように、胸壁がないと水害に対して防護ができないということですので、そちらの方で今、ほとんどのところでカウントをされております。

田中副部会長 突堤もありますよね、突堤部分も入っていて、多分突堤部分をやったときには離岸堤までは考えてなくて、これである程度効果は出るんだろうということで、その段階での効果というのがあるのかなと思うんですけれども、それはいかがでしょう。

漁港魚塀整備課 今回の離岸堤の分に関しては、侵食の方の計算だけでしております。先ほど課長から話があったように年間50センチ侵食されます。それを防ぐのには幾らかかりますという計算をしております。

田中副部会長 浸水域とかの評価も入ってなかったんですか。

漁港漁場整備課 浸水域の評価は、胸壁の方をつくらなければこれだけのものになりますよということになっています。

田中副部長 はい。

森杉部会長 ある種の解釈としては、今回のこれ離岸堤でしたか、たしか突堤があってそれに離岸堤を今度つくったんですよね。ですから、ここでの効果の計算としては離岸堤と突堤と一緒に効果が出ていると、こういう解釈もあるわけですね。だから費用サイドとしては追加費用しか入っていませんけれども、一応両方とも効果が一緒に計算されたらと、こういう解釈も可能ではないかと思えますけれども。実際、追加費用として計算するとなるとかなり難しい問題が残るので、河川と同じように乱暴にやりましたと、例えば、こういう言い訳も聞けそうな気がしますけれども。実際、分けるとなると大変ですからね、追加のコストというのは。

追加便益というのは、河川でも同じような問題がいつも発生していますが、それは大体トータルでしてありますよね。あるいは比例配分するなんていうこともあるのかもわかりませんね。今後の方針ですけれども、少しそういう技術的な問題点を丁寧に今回メモにとどめておいていただきまして、この次やるときにはもう少しゆるんな形で理論的な根拠がはっきりするような方法論を考えておいていただきたいと思います。

この30分の1、この件も現在30分の1になっているわけですが、事前にちょっとお話ししたとおりですが、これは被害の想定人口として5,733人に被害があるという規模が30年に1回必ず来ますよと。しかも、それしか来ませんと、そういう仮定ですよ。それがどう見ても非現実的ですよ。河川では、少なくともそれ以上が来る確率が幾らか、それ以下が来る確率は幾らかとそれぞれの被害想定をしまして、どこまでが整備可能ですかという計算を一応やりますよね、治水では。同じことができるはずですよ。海岸の方は各省庁ともすべてそれについては30分の1とか50分の1で平均値で取り扱うというふうになっていると先ほどお聞きしたんですが、やはりそれも問題だと思うんです。むしろ本省の取り扱い方自体が問題だと思うんですが、当方からも文句言いますけれども、県庁としてもちゃんとした各分野間の整合性ある計測の方法というのをぜひご検討いただきたいと思ってますけれども。

加藤委員 工事の中で大きく分けまして離岸堤と胸壁、パラペット工と二つに分けられるかと思うんですが、全体の工事費の中で離岸堤の部分と胸壁工の部分でそれぞれどれくらいずつになっているんですか。

あわせてこのパラペット、高さは2メートルぐらいになるんですか。

漁港漁場整備課 高さは現在の地盤から1.4メートルぐらいの予定です。

胸壁だけだと11億円になります。

加藤委員 胸壁工は鳥の海側だけですよ。そうしますと確率30分の1というのは、この部分については内側になりますからそういうあれは関係ないということによろし

いですか。離岸堤の方は30分の1に対応するような形だろうと思うんですが。

漁港魚塀整備課 この確率に関しては離岸堤も胸壁も一緒でございます。入ってくる波は同じように入ってまいりますので。高潮でございます。

加藤委員 鳥の海側の方は直接大きく影響受けないのかなと、図面見ますとそういう感じがしたものですから。
ありがとうございます。

徳永委員 保安林の件なんです、ここで言われている保安林というのはどこからどこまでの範囲のことを指されているのか、お聞きしたいんですが。

漁港魚塀整備課 先日、配付いたしました現況写真10ページに書いてございます、ここで見ます海側にありますものすべてでございます。

徳永委員 これすべてということですか。

漁港魚塀整備課 先ほども申しました27年というのは、この図面でいきますと右側にありますちょっと段違いに保安林になっておりますけれども、右側の方が27年に指定されたというところでございます。

徳永委員 そうすると右側の保安林のすぐ上に人家が並んでますよね。ここの部分がどうももとの林を切り開いてつくられたんじゃないかと思えるんですが、それはそうすると27年よりもっと前から開発されていたということによろしいんですか。

漁港魚塀整備課 今、お話のあった場所は昭和27年に指定されておりますので、その後開発されているということとはございません。
なお、左側の方につきましては新たに作ったところございまして、こちらの一段下がったところの保安林は昭和45年に指定されております。

徳永委員 先ほどの既に終わった部分との切りわけなんです、浸水域のところなんですけれども、これ鳥の海の西側の方というのはもう既にできているということで、今回赤線で引いた部分が新設部分ということですよ。そうしますと浸水域で塗ってあるところのかなりの部分、既設部分に影響、その部分の影響もあるのではないかと、というふうに考えられるんですが。

漁港魚塀整備課 既設部分に影響あるというのは……ちょっとすみません。

徳永委員 要するにこれの図でここの部分ができていることによってここの部分は浸水域から守られるようになるのではないかと。

漁港魚塀整備課 高潮でございますので、どこでも空いてますとそこからずうっと入ってまいりま

て、高さの低いところは全部浸水域になるという考え方になると思います。

徳永委員　　そういうわけで先ほども結局一緒になるんですが、既設部分と連動した形でこれだけの面積が守れますよということになるんで、そこら辺の整理の仕方ですね。

森杉部会長　　今のお話なんかを伺いますと、また矛盾を起こしているように思うんです。もしも既存のところを高潮が影響を与えるならば、そうすると離岸堤の効果がなくなることになりますよね。そうすると今回、効果があると言ってるのはうそじゃないですかと、こういう問題になってしまうんですよ、今のお話は。

漁港漁場整備課　　離岸堤に関しましては、あくまでも侵食でございまして、今の防波堤の前の砂浜をとめることによって防波堤を守る。防波堤を守るということは後ろも守るといって、背後地を守るということになります。この離岸堤がなければ侵食が進みまして、先ほどありましたように57年度に被害を受けているのは、そういう離岸堤等がなくて侵食を受けまして前が掘られて災害を受けております。それを復旧した後でこのままでは侵食が進むということで離岸堤を設置しております。

森杉部会長　　ああ、そうですか、それはわかっていなかったな。そうすると直接被害を防止しているのではなんいんですね、これは。構造物を防御していると、こういうことですね。

漁港漁場整備課　　侵食を防ぐということは後ろの方の浸水も防ぐことになると思うんです。

森杉部会長　　それはそうではなくて構造物を防ぐということですよ。ですから要するに現在の構造物そのものは、例えば、ここでいう30分の1の高潮というものを防いでいるというまず大前提ですね。それで、そういう構造物を防ぐための工事ですよと、こういうことですか、おっしゃることは、ここでの離岸堤の効果というのは。

漁港漁場整備課長　　離岸堤はあくまでも侵食防止と越波防止。越波というのは後からになりますけれども、侵食防止が主な理由でございます。

森杉部会長　　そうするとどういうふうに考えればいいんだろうな。

田中副部会長　　侵食対策の効果と、あと高潮については、浸水は越波で来るんでなくて港内の部分で、胸壁は高潮の浸水をとめる。離岸堤は海岸侵食で土地がなくなるのを防ぐ。二つ、役割は別々ですね。

森杉部会長　　堤防を防ぐと。

田中副部会長　　堤防というのは、土地全体とっていいんでしょうかね。

森杉部会長　　だって堤防を防げばいいでしょ、防波堤はあるんだから。そう考えたらいけな

いの。

田中副会長 堤防を防ぐというの、堤防自体土地を守るための構造物ですから。あわせて侵食を防ぐということでしょうね。

森杉部会長 既にある堤防そのものはちゃんと効果は発揮してますよと、こういう大前提ですよ。大前提として現在ある防潮堤がありますよと。これはちゃんと機能果してますよと、高潮から守ってますよと。今回の工事は、その防潮堤が放っておくと倒れてしまうと。それを防ぎましたと、こういうことですか。

田中副会長 海岸堤防も前に十分に砂浜があるとそこで波を消して越波も少なくなるんですよ。だから護岸の前に十分な砂浜がないと波が越えるのを防ぐという機能も落ちてくるんです。ですからいわば離岸堤と海岸堤防とあわせて越波と侵食の対策の効果を持つと。

森杉部会長 必ずしも安定だけではないと。

田中副会長 そうですね。海岸堤防があればいいというわけではないんです。

森杉部会長 越波を考えると難しくなるから当面越波のことはちょっと置いて、考え方としてこういう事由は多分結構あるでしょうね。構造物そのものの侵食を防ぐということでしょう、この場合は。

田中副会長 侵食を防ぐというよりは、だから究極はやはり背後地ですよ、守るのは。既存の構造物と新設のものとあわせて守るという趣旨でしょうね。

森杉部会長 あわせて守るという考えでいいんじゃないかと、こういうことですか。

加藤委員 30分の1年確率というというのは、そうしますとパラペット工事の方しか関係ないということなんですか。離岸堤の方も30分の1年確率に対応した構造になっているということで、両方なっているということですか。

漁港漁場整備課 そうでございます。それぞれ確率は一緒でございますして……。

森杉部会長 多分、離岸堤をやらなければ防潮堤が倒れたりするわけでしょう。

田中副会長 そうですね。浸食とかいろんな被害があるんでしょう。

森杉部会長 倒れて機能しなくなると。だから一緒にして高潮を守りますよと、こういう考え方で便益を計算しましょうと、こういうことですか。それで、いいですね。ちょっと気になるけれども大丈夫ですね。私が混乱を起こしていますけれども。
はい、どうぞ。

徳永委員 それはいいんですが、先ほど問題提起させていただいたのは、既設部分というのが先行投資分になるのではないかなというところで、だから既設部分の直背後で現在まで浸水域になっている部分というところの評価が今回、その先の部分だけで評価しているのでこういう形で編入されていますけれども、だから段階的に整備していくような事案が出てきたときにどう取り扱っていくのかなというのがちょっとよくわからなかったもので。

これ既設部分があるんですか、そもそも。

森杉部会長 既設の防潮堤の費用も入れるべきではないかと、こういうご指摘ですか。そういうことになるかな、多分。

田中福邸会長 おそらくそういうだと思いますが。

森杉部会長 追加費用に関しては、既設防潮堤の建設費も含めるべきではないかと。

徳永委員 だから前回整備している部分が実は先行投資になっているということであれば、先行投資分については今回こっちの方で計上すべきなのかなと。

森杉部会長 こっちの方というのは。

徳永委員 今回の評価の被害額に対しての費用ということであれば。

森杉部会長 費用サイドに加えるべきではないのかと、こういうことですか。

徳永委員 必要も出てくるのかもしれないなと。

森杉部会長 そうですね。検討課題ですね。おっしゃることでやっていることはわかりましたけれども、問題提起なのは、既設の防潮堤と一体化して高潮被害を守ってますよということであれば、そうすると便益サイドは一体で守った便益を計算してありますから費用の方も高潮堤の費用を加えるべきではないかと、こういう意見なんです、今、出ていますのは、つまり離岸堤だけの費用ではなくてこの事業全体の費用対効果を見る場合に当たっては、高潮堤は一種の先行投資と考えて、その費用を入れるべきではないかと、こういう意見なんです。

そうかもしれませんが、ただ.....。

徳永委員 今回のこの事例ではそれ入れたとしても大した変動はしないような気がしますので、今回についてはそれほどいいんですが、ただものによってはかなり影響が出てくるような事例も出てくる可能性もあるかなと思ったんです。

森杉部会長 やはりこの問題はどういうふうにするべきかということをし少し技術的なレベルで今回の計算の仕方はこれでよろしいかどうかとか、どういうところが問題点かということを一度ぜひチャンスつかまえて整理していただきたいんですが。例えば、私なんかそういうものについてはある程度専門ですから喜んで協力しますので、個別

の案件につきましてよくやりますから、ひとつ少し検討して、今後また出てきたときに対応できるようにしておきたいと思っておりますので、ぜひその点をお願いいたします。

沼倉委員 防潮林を切り開いて人家となったのではないかという問いにつきまして、実は防護保安林であるというお答えをいただいたんですけれども、こちら現地の方に行くと、この人家というのはゼロメートル地域というのか、もう本当にすぐ波が来そうだなというようなところに思えまして、こういうところが住宅地なのかなという疑問がちょっとあったんですが、その辺何か今までの経緯等があれば、本当にここが住宅地でいいのかなということなんですけれども、ちょっとお答えいただければと思います。

漁港整備課長 ちょっと何とも答えが難しいところがございますけれども、例えば津波等の事例で、津波が起きた当時はそれを経験いたしまして高台に家を建てようということは今までのいろんな事例からもございます。ただ、それが年数がたつに従って高いところにいるといろいろ不便だということでもまた下がってきていると。現に宮城県の三陸地方でもそういった事例がございます、確かにここは非常に低いところに建っておりますけれども、そういったことに対してここは家を建てるべきところではないというようなことが実際に当方でできるかという問題もございますけれども、そういうことがございまして、なかなか現実の状況に対してどうこうというのはちょっと難しいところがございます。

沼倉委員 この事例はもう既に住宅地になってますので、やはり住民の安全という意味ではこのような公共事業が必要になってくるかとは思いますが、やはり災害が起きそうなところはなるべく住宅地とはしないような土地の利用方法というものをよりもっと考えていただきたいなとか、いろんな経緯があるので難しいのは承知で申し上げているんですけれども、ちょっと感想としてですが。

森杉部会長 どうぞ、遠藤先生。

遠藤委員 現場を見させていただいて思ったことなんですけれども、1基、2基、3基目の離岸堤よりも、逆に4基目、5基目で計画されている箇所の方が、背後地の人家並びに生命を守るという意味合いからは先だったのではないかなと、そんなふうな感想を持ってきました。10ページの写真ですけれども、防風林として林があるんですけれども、そこは3基でもうでき上がっているんですけれども、実際の現場というのは防潮堤からすぐに民家があったりして、そこがまた大分弱い箇所だなと思ったんですけれども、その延長線上に太平洋に向かって離岸堤4基目、5基目ということで順序からすれば逆なのかなと。それとも、あと砂浜の削られる様子が顕著だったから最初にそっちをつくったのかなとは思ったんですけれども、民家を守るという建前でしたら4基、5基というのを最初にすべきだったのではないかなと、そんなふう思ったところです。

漁港整備課 すみません、6ページの図面を見ていただくとおわかりになるかと思いますが、

計画の図面を見ていただきますと当初は砂のつきぐあいが河口の方に行くに従って広がっている状態が見えると思います。それが10ページにいきますと逆になっておりまして、これは計画が始まった当時は今、1基、2基、3基と入れるところが侵食されておりました。それで、離岸堤を入れることによってそこに砂がついたきたと。逆に下流の方がここ二、三年ですけれども顕著に侵食が見えてきたということで、この前も説明させていただきましたけれども、4基、5基に関しては今回の再評価の6に追加という形をとらせていただいています。ですから今、おっしゃられたところでは4基、5基に関しては始まった当時は砂はついておりました。そういうことで全体的に考えますと、先ほどありましたように両方あわせて一つのものとなりますと人家のないところでも防潮堤を守らなければ被害が起きて浸水を受けてますので、それらを防いでいるということになります。

森杉部会長 岡田先生、どうぞ。

岡田委員 私は技術的なことがよくわからないものですから、全然観点が違う単なるぼやきです。聞いていただけるといいなと思うんですけれども、沼倉先生の発想とほぼ近いんですけれども、どこまでが人家だとか、あるいは生命財産を管理するという責任を国家なり地方自治体が持つんだろうかということ。こんなところに家を建てるのかという沼倉先生の話の聞くと、要するにプライベートな土地所有だということで、どこまで何を利用してもいいという発想だったんだと思うんです。

しかし、それがずっと広がっていくと、あるレベルから要請があれば国家ないし自治体を守らなければいけないと。じゃあ今度はそれが是だとして、どのレベルまでに戻すのかと。守るレベルとして安全性を戻すのかということ、それも基準があるようでは私は今のお話を聞いているとないなと、こう思ったんです。そうすると今の状況、要するにお金がなくなって半分は国費ですけれども半分は県民の負担ですよね。どこに投資をしたりどこにお金を使うか、あるいは生命財産を守るということの説得力というのがやはり欠けていると思うんです。だから技術的なところに話がずうっといきますと私も何もわかりませんし、ほとんど議論の余地はないんですが、しかし、その議論だけで終わっているとつくるのが当たり前ということになって、それは最も重要なところを突破できないと思うんです。

だから、こういうことをきっかけに生命財産を守るとしても、ここまで来るとあなたの行動の方がちょっと行き過ぎたのではないかと。みずから判断して撤退してくださいとか、やはりどこかそういうことが出てくる。ないしは明確にそれが言えなくても、そういう対応の中でプライベートのある自由さというのを規制していくような何がしかのものが出てくるのが、この事業なり、評価なり、委員会としての役割としてあるような気がしました。単なるぼやきでございます。

田中福部会長 今、あったお話というのは、今までも地すべり地帯で近くに人家があったりとか、そういう話でも出てきたお話だと思うんですけれども、ここについては私自身もいろいろフィールドとして調査しているものですから、経緯というのも詳しくわかっています。さっき4基、5基目が先ではないかというお話がありましたが、昔は白砂青松というかそういった海岸線があって、ずっと先の方に海岸線があれば、そこ

で波が砕けてももとは被害がないようなところであったんだと思われるんです。それがどんどん侵食してきて被害が顕在化してきたと。これはなぜかという、周辺に、さっき写真でもありましたけれども鳥の海などに防波堤を作りました。ここは砂が南から北に上がっているんです。そして、あそこの漁港を維持するためにああいうものをつくって、その影響が出てくるわけです。あるいは一般的にはダムとかがつくと山地から出てくる土砂が減ってきて、海岸線が非常に激しく侵食されるなんていうようなことも起こるわけです。

ですから、例えば漁港をつくる、あるいはダムをつくる、それは局所的には最適化したものをつくろうとするわけですがけれども、海岸まで含めた視野でいうと実は流域全体で、さらに海まで含めた視点で言わないといけません。このところの侵食問題が顕在化してきたのは、実はほかのところの部分で我々はある恩恵を得ているわけです。そのところは、地すべり問題で自然のままの状態での災害のところと、我々がある恩恵を得ることによってマイナスの面が出てきているということは、ちょっと違うのかなと思うんです。そういう意味では例えばプラスがあるものをここには補うべきではないかというような議論も、ローカルなオプティマイゼーションではなくて広い意味で見るとあり得るのかなと思うんです。だからその辺で対象ごとに仕分けする視点も必要なのかなという感じがいたします。

長田委員　もっと単純素朴な疑問なんです、10ページの現況写真を見ますと、左のところは砂がふえてますね。右の方がかなり減ってますが、この前のところを見ると右の方が前はふえていたというお話だったんですが、1基、2基、3基をやった時点でこれのシミュレーションはできてたのか。この二つの絵だけ見ると右の砂が左に寄っただけみたいに見えて、それであと4、5をつくったら今度は左の砂がまたもどおりになるのではないのかなと。このシミュレーションみたいな、砂は一体どこからやってくるのか、そこら辺ちょっと教えてください。

漁港漁場整備課　砂の話ですが、今、田中先生がおっしゃったとおりで、そもそもが南の方からずっと漂流砂といって砂が流れてきたんです。要するに相馬の方から崖海岸がありまして、それらが崩れてきました。それと、また阿武隈川とか河川から砂が流れてきました。それらが全部海岸線に堆積して、先ほど言いましたように膨大な砂浜があったわけでありまして。私も小さいころ浜に住んでましたけれども、本当に100メートルも先によく海が見えたというような状態でしたが、今、地元に戻ってみますと防潮堤があって目の前がすぐ海だというような状況になっております。私も海岸の方をかじらせていただきまして、沿岸漂砂ということを知っていただいて、砂が来なければこういうふうになるのかというのがわかりました。その中で先ほど田中先生がおっしゃられたように防波堤ができる、それから砂が供給されない、そういうことがありまして侵食が進んでいる状況になってきています。

それで、防波堤のすぐ下流側に砂がたまるのは、確かにそういうことになっておりまして、どうしても下流に行くに従って砂の供給がないために侵食されるということで、今回の離岸堤を入れただけではなかなか砂がつかない可能性もございます。そのときは、今ついている砂をサンドバイパスといいまして、砂を持って行って、そこに砂を補うという方法もありまして、この前の委員会の中でちょっとそういうところを指摘されまして、それも考えなければならぬという話もさせていただいて

おります。砂の供給がなくなってきたというのが、今の現実の中のことかなと思っております。

加藤委員 長田委員が言われたのは、これから予定しております離岸堤の4基目、5基目、その場所あたりは前は砂浜がありまして、そこは工事しないで最初に離岸堤1、2、3とつくりましたらそちらの方に砂が動いたわけで、それが今度は4、5と改めて離岸堤つくったらまた砂が戻りますかということなんです、その辺のシミュレーションはどうなってますかというご質問だろうと思いますので。

漁港漁場整備課 砂は今のところは正確に戻るというのは出ておりません。ですから先ほどあったようにサンドバイパスみたいな形で砂を供給する。そして、砂を動かさないようにするのはできると思います。

森杉部会長 田中先生、どうですか。

田中福郎会長 一般的に言ってこういう土砂の移動量とかというのは、我々の分野でも1けた違うこともあるんです。ですからシミュレーションできっちり合わせるとするのは非常に難しいところがあって、この事業でも4基、5基目を追加したりということでもどうしても対応せざるを得ない。そもそも一遍にやるお金がないですから段階施工するわけですけども、それが幸か不幸か様子を見ながらある程度フレキシブルにいくということがどうしても出ざるを得ないというところはありますですね。不明な部分が多いというところがあります。

森杉部会長 この場合はアダプテーションができますよね、適応施工。見ててすごい悪いなと思ったら砂を持ってくればいいんですから、比較的対応策はとれますよね、お金はかかりますけれども。その場合は結構楽観的に物が見れますよね。そういう面で幸運だろうと思うんです、こういう場合は。もともとの砂を来れなくした構造物が一番けしからんことなんです、そうすると本来、こういう責任を全部負担していただきたいんですけども、恐らく岡田先生がおっしゃりたいのはその点ではないかと思うんですけども、その点も含めてだと思っただけなんです。

そういうことがあるでしょうけれども。継続ということでもよろしゅうございますか。

あと二つほどやるということですから、今まで一定程度効果が出てきそうだったということですので、そういうことでもよろしゅうございますか。恐らく皆さんそうだろうと思いますが、特に附帯意見としてこういうのをつけたらいいというご意見ございますか。今までのところ具体的になかったように思いますが、便益の計算の仕方は技術的な検討としてやりましょうということだけで附帯意見というものではないと思っただけなんです。

よろしゅうございますか、では継続という形で結論させていただきます。

どうもありがとうございました。

森杉部会長 それでは、第2番目の案件にまいります。

国道108号線花洲山バイパス整備事業について、追加説明をお願い申し上げます。

す。

道路建設課長

それでは、国道108号花湊山バイパス事業のご説明を申し上げます。

この事業につきましては、前回、前々回ともいわゆるB/Cの問題、これでもう少しデメリットが出るのではないかというご指摘がございまして、前回、第2回の評価部会におきまして国道事業の便益に災害時の交通止めに係る付加損失、こういったことと、それから国道47号におけます右折レーンを設けることによる渋滞解消便益、これを加えた結果についてご報告、ご説明したところでございます。

その後、この路線につきましてはいわゆる観光時期の渋滞とか、それから冬場の雪による渋滞、これについても便益を算入すべきというご指摘を受けましたので、その結果について先日部分も含まして改めて補足説明させていただきます。

森杉部会長

資料は、きょう配られたものです。

道路建設課長

資料は、様式第1号となっているものでございますけれども、ここの事業効果のところでございますが、事業効果の中に「走行に要する時間の短縮」、それから「災害等における通行止めの解消」ということで、過去46年間の通行止めの実績をここに示しております。

それから、「右左折車線設置による交差点渋滞の解消」ということで、いわゆる5月の連休、それからお盆及び紅葉期に国道47号と108号との交差点形状に起因した渋滞が恒常的に生じているが、そのレーンが設置されることによって解消されます。それで、冬季には急カーブ、急勾配区間で積雪や路面の凍結による通行車両の立ち往生に起因する渋滞が頻発しているが、これらについても同様に解消されるということで、過去の最大渋滞地は108号におきましては鳴子大橋交差点を先頭に鬼首まで13キロ、それから47号につきましては17キロというようなデータをつけてございます。

それで、資料の4ページをお開きいただきます。

費用対効果の分析というところで「費用便益分析結果」というものがございまして、その便益でございます。欄の下の方に「基準年における現在価値」以下書いてあるわけでございますが、走行時間短縮分として310億何がし、1.33分と。それから、108号災害時迂回解消分としまして0.04、108号冬季渋滞解消分として0.02。それから、108号渋滞解消分として0.08、これは観光時期のものでございます。それから、47号渋滞解消分として0.60。この47号は観光時期と通常の時期を足したものでございます。

それで、結果としてB/Cが2.13になっております、と記述してございます。それで、今回お渡ししました資料の最終ページから2枚目、ページが となっているところをお開きいただきたいと思います。

それで、ここの表の2、過去の通行止め日数というのが先日ご説明しました災害による通行止めの実績でございまして、これは年平均2.1日というものでございます。

それから、3番目に鳴子大橋交差点の渋滞状況（鳴子町役場調べ）となっているものでございますが、108号の鬼首区間につきましては5月の連休、それから8月のお盆、それから紅葉の時期というふうにしてございまして、ここでは過去の実績

で最大鬼首集落までは13キロ、それから9月後半から11月いっぱいの土日祝祭日が紅葉時期であると備考欄に書いてございますが、その平均的な対象日数を連休については5日間、それからお盆については5日間、それから紅葉時期は25日間というふうな設定で計算してございます。それで、実際の最大の渋滞区間13キロでございますが、渋滞状況のところを書いてございますが、平均的にはダム湖展望台までの4キロ区間について恒常的に渋滞が発生しているということで、今回の計算にはこの平均的な4キロを対象にしております。

それから、47号線、これは同じく5月連休、お盆、紅葉時期。これにつきましても5日、5日、25日ということで、平均的には鳴子町、岩出山町の境の分、9キロ区間を対象にして計算してございます。

それから、4番目の冬期間の積雪によるゲンゾー(?)の突発的渋滞ということで、いわゆる大雪のときの渋滞でございますが、主に発生する時期につきましては2月に集中して、1月から2月ということで年平均10回程度ということでございまして、最大では10時間にも及ぶ通行不能が発生したという平成13年の実績もございまして、平均的には大体年10回程度で1回当たり2時間ということで計算しました。

その結果、先ほどご説明いたしましたように、もともと1.16というのが一番最初のB/Cの原案だったわけでございますが、今回すべてを合わせますと2.13ということで便益は十分確保されるということで、ぜひ事業の継続をお願いしたいということでございます。

それから、あと委員からのご意見で県境部のトンネルが開通したときに交通量の大幅な増大があったらろうということでございますが、実績を調べましたところ鬼首道路の開通に伴いまして平成6年度の実績が830台、それが開通しました平成9年度には1,216台。それから、見手ノ原に今、バイパスを施工している区間でございますが、平成6年度で2,484台が平成9年度で3,216台ということで、約3割から46%ぐらい、一挙に三、四割は増大しているということでございます。

それで、もちろん今回の交通量そのものにつきましては、平成11年度のセンサスをベースにしてやっているものでございますので、県境のトンネルが開通後の話でございますが、今やっている工事区間の改良に伴いまして、その後は大きくまた変化するであろうということは想定されることではございますが、解析の伸び率につきましては、ほかのところと同じように県全体の平均の伸び率、これを掛けているというもので控え目に想定されているB/Cであるというふうに思っております。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

それでは、ご審議のほどをお願いいたします。

先ほどの交通量が伸びたというお話ですけれども、こういう道路はできれば地域活効果が欲しいんです。例えば、鬼首がつぶれそうなのは、ひょっとしたらこの道路が悪くて、アクセスが悪くて皆さん行かなかったかもわかりませんね。そこまで言えるかどうかかわからないんですけれども、膨大な効果があるというのは過大評価かもわかりませんが、少なくともそういう観点でこういう道路は見たいですよ、地域活効果としては。

その観点で先ほど交通量がふえたとおっしゃいましたが、特にこういう開発が行われてふえたと思われるというようなものがございませうか。そういうものがあると一つ今後の予測に参考になると思うんですけども。

道路建設課長　まだ解析は浅はかな状況でございまして、あくまで先ほど申し上げましたのはトンネル開通ということで申し上げたつもりでございませう。

したがって、鬼首開発に伴う従前からの伸びということについて、まだ解析が至ってない状況でございませうので、今後ともそういったことについてはいろいろ調べてまいりたいと、そんなふうに思ひませう。

加藤委員　今、ご説明いただきましたように、この地区の場合、現地を見させていただきませうと、B/Cの問題よりはもう大至急必要なんだという感じを受けませう。ちょうど地震の後で一部土砂崩れもある、できればこの場所から早く逃げ出したいなと思ひうくらい。それが予定では、この先さらに工事は約10年くらいかかるんではなう。県の財政事情も厳しいかと思ひませうですが、個人的にはもう少しこれ早く開通して新しい方を使えるようにならないのかと、そういう印象を強く受けませう。

道路建設課長　財政厳しい中でいろいろと他事業との関連も考えながら一生懸命投資しているつもりでございませうが、いかんせん事業そのものがかなり膨大な事業ということで、他路線に比べて極めて重点配分はしているところなんではなうが、時間的にはかかっているところではなう。

森杉部会長　両サイドから詰めていくほかないものではなうから、スピードアップも難しいんではなうけれども、何しろもったいないではなう。膨大なお金をかけてやっている最中で全部完成するまで使い物にならんと、こういうことではなうから。それが十何年後ということなんではなう。部分開通ができたらいいんではなうけれども、部分開通というのはまた追加費用で橋でもつくらなければならんとということになつて、本当についてない場所ではなう、ここは。とにかくお金のかかる場所ではなう。そういうことなんではなう、何かいい方法……こういうのはしようがないんではなう。

歩道も途中までできてやめませうということになつてませうけれども、あれももったいない話ではなうが、今さらどけてもお金節約できませんからしようがないんではなうけれども。本当に難しいではなう、これは。今のは私のぼやきではなう。

徳永委員　直接この事業と関係するかどうかはわからないんではなうが、結局これ昔の道路というのでもどうしても必然的に残らざるを得ない道路になるわけではなうけれども、そのときにいわゆるダム湖自体、あるいはダム自体を見せるためには、旧道を利用してもらうということではなう。本当にいいのかどうかというあたりではなう。こちらの新道の方にもそういうところを設ける必要があるのかないのか。あるいは、そっちの観光用に旧道が生きるということではなう。そっちで大型車両がすれ違ふということになると結局また大変なことではなうではないかというようなこともあるので、そこら辺のできた後の使い方、そういうのもちょっと研究していただひたい方がいひいのかないかという感じがしましませう。

森杉部会長 その点はどうかさるつもりですか。

道路建設課長 従前から考えておりますことは、現道につきましては基本的には生活道路としてしっかり残していこうということで、新しい道路の方にも実はトンネルから出たところですか、橋のたもとだとかというところには、それなりの平場は、工事に要する平場だったりなんかして平場はできる予定になってございますので、そういったものを一たんそこで駐車して周辺を眺めるとか、そういったところには使えるのではないかなと。具体の絵はまだかいておりませんが、そういった可能性は十分考えられると思っております。

それから、主用な大型車両の通行については基本新道型で考えたいなと、そんなふうには思っているところでございます。もちろんダムサイトに行けるのは旧道だけでございますので、ダムサイト付近の観光ですとか、もともとのダムサイトそのものを見れるような広場も現況で確保している状況でございますので、そういったことは継続して考えていかなければならないなと、こんなふうには思っております。

長田委員 すみません。参考に教えていただきたいんですが、全長が6.5キロですよね。計算すればわかるんですけども、トンネルが何キロで道が何キロなんですか。

道路建設課長 ちょっとお待ちください。

長田委員 すごいもうトンネルだらけという感じで、山の中を通るので多分トンネルが多くなるのかなとは思いますが。

道路建設課長 トンネルが2,400メートルほどになります。ですから全延長の4割弱というのがトンネルでございます。

森杉部会長 トンネルが大体4割……。

道路建設課長 はい、4割弱ということでございます。

森杉部会長 それで6カ所でございますか。

道路建設課長 6カ所です。

長田委員 そうすると6割ぐらいが道路ということになりますね。現在の道路は冬に物すごいふうくと大変なんですよ。何も雪害対策というのをとってないんですが、新しい道路は冬通るということも前提ですよ。雪害の対策についてはどのようなことをするんですか。

道路建設課長 ご指摘のように赤字の部分の雪崩防止とか何かにつきましては、新しい道路についてはしっかりやっていきたいということで考えてございます。そういった面からもいろいろとお金がかかっているというところで。

森杉部会長 いいですか。はい、どうぞ。

岡田委員 各先生方大変温かい心をお持ちで、道路がなかったから観光開発、あるいはせっかくの施設の利用されなかったのではないかと。一つは、そういう側面があると思いますね。それは施設等のアプローチに対する所掌するところが別々だとかばらばらだと。

それで、観光開発なぜあそこでやったかということ、やはり一つは産業対策です。あそこでの定住だとか、あるいは農林業の後退現象というのは大変きつかったと思います。それと違う角度で観光事業というのは確かにあったわけですから、今回は明らかにバブルがはじけて後退しているわけです。定住者も相当おりておりますし、あそこでの産業というのは一層後退してます。そうなると道路をつくって一体効果としてどうなんだというのは、温かい先生方の心とは別に冷たい心の県民がいたとすれば、その面では大変厳しいと思います。投資効果が本当にあるのかと。相変わらず縦割りの行政の中で欲しいときにはつくらずに、いらぬときにつくっているじゃないかというのは当然出ると思います。

そういう意味では、私はやはり同時に産業振興へのある接合部分というか、それが見えるものが欲しいなというのが率直な感想です。これをどういうふうにするんだと、どういうふうにするんだと、どういふふうにかかわるんだと、その資料が実はこの調書の中には全くないですよ。これらに対しては、既にいろいろこうやって発表されてますから難しい面があるんでしょうが、用意されておく方がいいかと、私は個人的には思いました。

以上です。

森杉部会長 どうぞ。これは正式見解というわけにはいかないでしょうけれども。

道路建設課長 全くもってご意見として拝聴すべきお話でございます。

道路としましてぜひいろいろとそういった地域貢献することを何らかの形であらわしていきたいと、それは重々思っているところでございます。

しかしながら、ある意味ではB/C論議の中にいろいろとそれを組み合わせてまいりますと目が曇る部分といいますか、そういった部分もかなり多くあるものですから、今いろんな道路のB/C論議の中に、こういった数字であらわせない部分の表現ももっと積極的にすべきではないかという議論がさんざんされているところでございまして、可能な限りといいますか、今後そういったことに努力してまいりたいと、こんなふうに思っております。

森杉部会長 今の件は要するに交通量の目的、どんな目的で使われているかということを見れば現状がどういう利用をされているかというのがわかるわけです。例えば、観光半分ぐらいであるとか、あと生活道路として半分ぐらい使われているとか、業務でどの程度使われているとか、そういう点を見ていけばいいんだと思うんです。センサスがあるときにそういう見方で見ておいて、今後も恐らくそういう利用のされ方をされていこうということを書かれると、今、おっしゃったようなご意見に対する答えが出てくることになると思うんです。

個別の施設がどんな施設かということはちょっと無理だと思うんですが、交通量

の目的を見ることによってその可能性が出てきますし、それから地域開発への貢献としてどんなものがあるかということもある程度見えると思うんです。だから要するに交通量なんですね、簡単に。交通量と使われている理由というものがわかればいいわけですから、そういう観点で確かに今からはおっしやるような裏づけ資料があるんですね。高速道路でも大問題になっているのは、やはりこの点だと思うんですけれども。

ほかにございませんか。

よろしいですか、これも恐らく継続ということでもよろしいですか。附帯事項はありませんか。よろしいですか。

それでは、継続という形で審議を終わります。

ありがとうございました。

森杉部会長 次は、一般県道出島線出島バイパス整備事業です。
はい、お願いいたします。

道路建設課長 前回、いろんな環境等については各社会指標といいますが、そういったデータを述べさせていただきまして、その上で離島という特殊事情にかんがみましてここではなかなか所定のB / Cは確保されない状況ですが、最低限の規格でつくっているこの現道をぜひ継続事業としてさせていただきたいというところまで至ってございます。

それから、あと前回申し述べましたのは、県民からの意見提出としまして出島についてございまして、島民の意見としましては、出島バイパス整備事業は架橋を前提として施工されているということ。

それから、このままのペースでいくと道路完了までは六、七年、架橋はいつのことになるかわからない。

島民は道路幅員等の工夫をしてもらい、早期に完成することを念願している。

島民の生活環境（日常生活、医療関係、交通関係、防災等）これらは本土住民とは比較にならず、再評価の対象となったことは甚だ遺憾に思う。

審議においては十分考慮されたいというご意見がございまして、それに対して私どもとしましては、島内の道路の整備につきましては、平成24年度の完了を目標に整備をしており、島内道路の進捗状況等を勘案しながら新しい橋（出島架橋）の整備手法などを検討してまいりますと。

また、計画している道路幅員等につきましては、道路構造令により最低限（これは3種4級という意味でございますが）の車道幅員及び片側歩道（幅員が2.5メートルでございます）として計画されており、今後もコスト縮減等を実践し早期完成に努めてまいりますと、こういうふうにお答えをしているというところでございます。

こういった特殊事情をお考えいただきまして、ぜひ事業の継続をお願いするものでございます。

以上でございます。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。
これらご審議お願いします。

ちょっと質問ですが、ここの島の人口はどんなものですか。調査表に載ってましたか。前のデータに載っているんですか。

道路建設課長 平成 15 年 3 月の住民基本台帳によりますと、633 人、204 世帯でございます。比較でいきますと昭和 55 年の国勢調査では 1,104 人、251 世帯ございました。

森杉部会長 ということは大体半分になっているということですか。

道路建設課長 半分近くということになります。

森杉部会長 平成 55 年、1980 年から 20 年たって半分ぐらいになっている。それでも人口は大体落ちついているんですか。それともまだ激変の状況なんですか。

道路建設課長 前回の参考資料の 2 ページでございますが、人口の動向ということでグラフが提示されてございます。リニアな関係ではないと、少し滑めてきたというところでございます。

森杉部会長 そうですか、少しずつ落ちついてきつつあるけれどもまだ人口の減少は続いていると。

道路建設課長 はい。ただし 2 ページに出島の児童生徒数の推移というのが一番下のグラフで出ておりますが、ここ数年、平成 12 年から 15 年にかけては保育幼児数は若干ふえる傾向にあると。下げどまりつつあるというところでございます。

森杉部会長 なるほど。何か日本の景気みたいな感じですね、わかりました。大体一般的なそんな背景だということですね。
はい、どうぞ。

徳永委員 この道路の必要性自体は認めるんですが、だとしてもちょっとこの計画自体がやはりバブル期の計画だったのかなというような印象がありまして、やはり調査の中の写真ですとか、あと図面もちょっと見せていただきましたけれども、かなり大胆に自然を改変しているのではないかというような印象がやはりどうしても出てくるんです。

そういう意味で、同じ道路をつくるにしてももうちょっと何か手がないだろうか。そういう疑問といいますか、あれはまだいまだに処理されてないというのが私の感想でございます。

森杉部会長 徳永先生にしては珍しく具体的な指摘でないんですが、僕は賛成したいんですけども。

道路建設課長 極めてつらいところなんです、いわゆるルートの選定につきまして、ある意味では外から見えないようなところを選んだというのが一つのポイントでございます。

す。切り面が海上側といいますか、そういったところから見えにくい。どちらかというと島の真ん中を通っているという意味なんでございますけれども、海からは見えなような配慮をしたつもりでございます。

それから、コストに一番大きく左右しますいわゆる縦断勾配、これにつきましてこの3種4級の特例を使って少しきつめといいますか、6%というものを使ってございまして、これ以上厳しくすることはなかなか困難と。地形上どうしてもこういったところでぎりぎりの線で設定せざるを得なかったという背景がございます。もっと工夫せよというのはあったんですけども……。

森杉部会長 そうなんですな。

徳永委員 特例ということではあるんですが、正直私どもの青葉山も最大多分12%ぐらいまで瞬間にはあるところを毎日通っているわけですが、それを思えばこういう地域は道路構造令というものはあるにしても、もう少し柔軟に考えてもいいんじゃないかなという気はしております。絶対6%でないといけないのかどうか、8%ではなぜだめなのというようなところですね。そういうようなところも含めて海側から道路が見えないような配慮というのは十分理解できるんですが、ただどう見てももうちょっと振れないのかなと。実際の図面等で検討したわけではないので、あくまでも感想という言い方でしか言えないんですが。

ついでに言わせていただきますと、最近都市部でもLRTの議論も盛んなんですが、よく言われるのはLRTだったら8%まで上れますよと。だからLRTでもいいんじゃないですかというような議論もあるぐらいですから、そこで6%というのがどういうものかなというところで、確かに自転車とかということを考えれば当然また考え方も違ってくるわけですが、限定的であればどうなのかなというようなこともありますので、余り杓子定規に6%でないのだめというのは、構造令上違反するということになって問題があるのかもしれませんが、かなり特殊な地域といえれば特殊な地域ですから、そういうのは考えていくべきなのではないかなという気がいたします。

というのは自然改変ということに対して、やはりここの地区のアイデンティティと言うことを考えれば、自然を大事にしていくということは当然考えなければいけないことではないかなということがありますので、例えば観光振興でいくのであれば、観光客がこの島を訪れて余りにも自然を改変したような道路を見たときに果してどう思うだろうかと。そういうことを考えて、この島の魅力というものを維持していくにはどういう道路整備がいいのかということを考えて上で、少し道路整備も考えていく必要があるのではないかなというか、そんな気がしております。

岡田委員 関連してなんですけど、この写真を見せていただきまして、この道路を通っているとほとんどがあれですよ。先ほどの海から見えないということは、逆にいうと道路を通っていても海が見えないということで、見えるのはのり面ばかりですよ。そうするとのり面の植生、この島の大事な自然性を保っていかうという、それが将来に向けては大事な資源になっていくという発想なんですけど、のり面の管理というか吹きつけの植生を含めて、あるいはずっとコンクリでこういう枠をつくってしまっ、この後上手にこれ覆われるのかなと多少気になるんですが、こういう工法で

こんな特徴があつてとか、むしろ工法自体が売りになるような、そんなことは何か一つないですか。

道路建設課長 確かに掘り割り型になった斜面を形成している、これまでのところが実は一番高いところまで上ってくる中で切り土量が大きかったところで、これからは少しなだらかな部分に入って行く状況はあるんですが、この斜面の植生につきましても島内の植物といいますか、ここで切り出された植物の種子を主体にしてすべて緑化に努めていると。島外から持ってきたものではなくて、それからいろんな建設副産物につきましても島外に出さない、ここの中で完結するよというということで一生懸命取り組んでいるところでございます。

長田委員 私は、この縦断する旧道に取りつく道路を見ていると、ここのそばに学校がありますよね。多分一番利用するのは学校に通う子供たちなのかなと思います。それを考えれば自転車等で往復できる、毎日ですから6%でもいいんじゃないかなという気はいたします。

ただ、島に一つの学校が道路をつくって数年後に廃校になるとか、全然利用価値がなくなるとか、そういう可能性というのはどうなのかなという気がいたします。

道路建設課長 島にとって大きく寺間というところと出島という二つの集落といいますか、両端に集落があつて、学校はその真ん中に位置しているということで、現道はかなり急勾配で自転車等ではちょっと不向きなところなわけございまして、我々は自転車道ですとか、それからバリアフリーとかを考えますと大体5%というのが一つの目安にしているところですが、いかんせん6%までいじめてしまったという意識は持っているところでございます。もっともっと工夫しなければならぬと思つているところですが、ぎりぎりのところで選んだということをご説明申し上げたいと思つています。

長田委員 二、三年後に廃校になるという、そういう可能性というのはないんですか。

道路建設課長 今のところの人口推移からすれば少なくとも、ここでは小・中学校一緒でございますが、廃校になるというような動きはないと考えてございます。

森杉部会長 ほかにどうぞ。確かに意見が出にくい案件ですよね。よろしいですか。

要するに効果が少ないわけですから。しかし、1人当たりにとっての効果は大きいんですが、人間が少ないために効果が小さいという結果になっているわけですね。そのためにはできるだけほかの事業以上に費用の節約をお願いしたい。

しかし、弱者対策として著しく効果を損なうようなことでは困りますので、6%にするにしても、8%にするにしても余り学校の近くではなくて……。どこか通らなければならないからどうにもならないかもわかりませんが、とにかくぎりぎりもう一度費用の節約の可能性はないかということ。

歩道は確かに縮めるわけにはいかんでしょうけれども、その間の歩道の仕切りみたいな構造物を節約できないかとか、とことんちょっと見直していただくというふうなことはできませんでしょうか。そういうふうな心がけでこの事業をやってい

なければならぬという意味において。

はい、どうぞ。

徳永委員 先ほどちょっと勾配の件であれしてましたが、当然幅員の話もそうでした、恐らく2.5メートル幅の大型車両がすれ違えるということに基づいて考えられていると思うんですが、この地区は恐らくバスが走るにしてもマイクロバスぐらいのバスしか走らないだろうし、果して大型車が本当に島にあるのかというようなことも考えると、果して規格どおりの幅員が必要かなというようなことも検討すべき項目なのかもしれないなという気がするわけです。県民の意見の中で、幅員を工夫してでもというふうに書いてありますが、実際にそういう印象を持たれてしまうような道路になってしまっているのではないかなというような気がしておりますけれども。

道路建設課長 早期実現ということに主眼が入っている意見だと思うんですが、縮めようかという発想が浮かばないわけではないんですけども、こちらの集落から学校までは仕上がったとか、そうすると反対側の中学から学校までは差はつけられないのではないかなとか、いろんなことを考えなければならぬ状況でございまして、でも先生方がおっしゃられるように費用の節減については、とことん知恵を使わなければならない路線であるということについては異論のないところでございます。

沼倉委員 離島対策として必要最低限の生活水準を確保するという意味では、この工事というのは私、必要だとは思いますが、ちらちら見え隠れする橋の工事であるとか、そういうことは逆に今回これでお墨つきを与えているわけではないということをちょっと言っておきたい。

やはり離島は離島として最初から皆さんお住みになられている場所であって、例えば離島の人たちに特権があるわけではないわけです。離島だからこそ得られないものもあると思いますので、それを本土と同じ、県民に対して公平でなければいけないと思いますけれども、均一のサービスが提供できるわけではないという行政サイドの問題もあると思いますので、今いろんな意見、地元の方の意見を見ると「本土と同じ、本土と同じ」というご要望が多いように思うんですけども、島の利点を活かしてどういうふうに生きていこうかというのを島の人たちも十分にお考えになっていると思いますけれども、こういうふうに入人口が減ってきているとか、そういう状況を踏まえた上で、やはり島としての計画というものをできればもうちょっと見させていただければよかったかなと。何となく将来が見えないという不安感が残ってます。ちょっとこれは意見というよりも感想です。

森杉部会長 ここは一回見にいかなければなりませんね、これは。今までは遠いからいつも避けてきたんですよ。行かねばなりませんね、おっしゃる通りに。

それから、B/Cの値がこういうふうな低いときには、なぜ実行すべきでないということと言うかということ、効率性の判断基準からは今、沼倉委員がおっしゃったようにむしろこういう道路をつくらずに住むのはあきらめてもらって、そのお金を全部渡してしまうと。それでこちらの方に住んでいただくと、生活再建をやっていただくと。こちらの方が効率がいいからなんです。ですから道路つくるのをやめ

て学校も全部やめて全部こっちに来ていただく。こちらの方が効率がよろしいというのが基本的な考え方なんです、このB / Cの背景にある考え方は、それは一応あり得るんですよ。

それで、実際なぜ島においでになるかということ、恐らくこちらの方にお住まいになることよりも島に住む方が自分としては望ましいと思っておられる。だからおられるはずだと。だから恐らく住民の方々は自分にとって最もいいところに住んでおられるはずだというのが理論的な背景にあるわけです。ですから今、自分たちが不公平だという観点でご指摘があったならば、それはおかしい。本人にとって一番いいからそこに住んでおられるはずではないですかと。

したがって、不公平だという論理は成立しませんよという観点は常に論争になるところでありますが、過疎対策としていつも大きな問題点であるところです。

それで、我々のここでの皆さんのご意見は、少なくとも多数派は、B / Cの考え方は一種の最小限度の生活を確保するために0.4であっても必要ではないかというのが大前提としての合意があると思いますが、これは必ずしもあるわけではないと思うんです。ここの委員会では今回ありましたけれども、中央での論争になりますと、必ずしもこの点については合意が得られるわけではないですね。これはもうすごくもめます。

という状況ですので、今回は皆さん合意していると。必要最小限のことであるけれども合意していると。しかし、それは公平だからという観点よりもシビルミニマムとして必要だから合意しているんであって、不公平だからというわけではないというふうな認識は一つ重要ではないかというのが沼倉委員のご意見だろうと、私はそんなふうに取り取りました。

長田委員 賛成。

森杉部会長 ということでよろしいですか。ということで、これは継続ですよ。よろしゅうございますね。とにかくできるだけ何とか著しい不公平さがない範囲内において、著しい弱者をいじめることではない限りにおいて、ぎりぎり費用節約できないかを検討いただきたいという附帯事項にしたいと思いますが、いかがですか。（「異議なし」の声あり）

徳永委員 費用削減という意味だけでなく自然との調和をとるということですね、そこもあわせて検討していただきたいと思います。

森杉部会長 残されている半分がまだありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思っています。では、よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）
ありがとうございました。

森杉部会長 それでは、次の案件にまいります。
休憩しますか。

行政評価室長 はい、あと二つです。皆さんどうですか。

森杉部会長 すみません。ちょっと休憩したいと思います。よろしゅうございますか。
8分休憩します。25分から再開したいと思いますので、皆さんリラックスして
くださって。

午後3時16分 休憩

午後3時26分 再開

森杉部会長 それでは、次はJR仙石線ですね。多賀城駅の連続立交ですね。
では、それをお願いいたします。

都市計画課長 都市計画課長の梅津と申します。よろしく申し上げます。
きょうは特別資料あるいは説明は用意してございませんけれども、先日、現地を見
ていただきましてありがとうございます。
現地の状況をごらんになって、あのおりの状況かなというふうにご認識いただ
いたというふうに思います。きょうはよろしく申し上げます。
以上です。

森杉部会長 皆さん、復習はいりませんか。大丈夫ですか。
それでは、思い出すことができない委員の先生もおられる可能性がありますので、
ちょっと調書に基づいて概要で結構ですので、ざっとまずはご説明もう一度いただ
きませんか。
調書番号38番を皆さん、お聞きください。

都市計画課長 それでは、若干ですけれども概略を説明させていただきます。

森杉部会長 どうもお手数おかけしますけれども、お願いいたします。

都市計画課長 久しぶりに説明するものですからちょっと忘れましてけれども、もう一度勉強を
兼ねながら説明させていただきます。
まず、6ページをちょっとごらんいただきたいと思います。
この赤の引き出し線を表示している区間の事業でございまして、事業目的として
多賀城地区の中心市街地を分断しておりますJR仙石線多賀城駅付近延長約1.7
8キロメートル区間を高架化することによりまして、4カ所ほどの踏切を除去し道
路の円滑化を図るものでございます。
次の7ページをごらんいただきたいと思います。
ここに平面図と縦断横断図を載せてございまして、下の縦断図を見ていただきま
すと、先ほど申し上げました4カ所の踏切、これは左側から、仙台市側ですけれど
も都市計画道路船橋志引線、それから留ヶ谷八幡沖線、同じく多賀城駅沖ノ石線並
びに市道大土手線の4カ所がありまして、将来は都市計画道路高崎大代線及び多賀
城駅前線が新たに立体交差になるものでございます。
次の8ページには航空写真を載せてございます。赤で囲まれた区域が多賀城市で
施行しております土地区画整理事業でございまして、黄色の線が区画内の都市計画
道路であります。下が一応完成予想図でございます。

次の9ページをごらんいただきたいと思います。

ここに写真を載せてございまして、4カ所の踏切の渋滞状況及び土地区画整理事業の進捗状況の写真を載せてございます。

それで、写真でもおわかりかと思えますけれども、このように渋滞が激しいと。特に7時から8時台は遮断時間が1時間の半分の約29分ぐらい遮断されているというふうな写真状況でございます。これで踏切の状況がおわかりになるかなというふうに思います。

申し訳ありませんけれども、また1ページに戻っていただきたいと思います。事業内容につきましては今、概要をぱっと言いましたけれども、ここに記載のとおりでございます。事業内容は延長が1,780メートルで線路数が2線、駅部については3線でございます。

費用負担については、都市側の負担が100分の95で鉄道側が100分の5でございます。その都市側の負担金の内訳が補助10分の5、県それから多賀城市がそれぞれ10分の2.5というふうになっています。

それで、事業採択年度が平成11年度で用地買収年度を平成16年度、工事着手年度を17年度にしております。当初完成予定年度を平成23年度にしております。

当初の全体事業費としては132億円で、平成14年度までは約2億円ほど費やしております。全体の進捗率が1.5%でございます。

今後は先ほど言いましたように16年度には用地買収、17年度には高架工事をしたいというふうに考えております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

ここに書いてありますとおりでございます。今後の事業の進捗見込みでございますけれども、当初区画整理事業においてかなり反対がありまして事業が遅れておりました。最近では反対者も少なく、ほとんどいなくなっております。このため連続立体事業に必要な用地のうち区画整理事業地区に係る用地につきましては平成16年度以降には準備ができることになり、事業進捗には特に問題はございません。

また、区画整理事業地内以外の直接買収する区間につきましては、アパート経営をしている方と生活再建等での条件が折り合わず事業に反対しており、事前の測量調査が進められない状況でございます。

しかしながら県と多賀城市が一体となって用地交渉をしております。特に多賀城市から、今年から地元の仙台東土木事務所に1人派遣をいたしまして、県と市と一体となって反対者の説得に努めているところでございます。

それから、事業をめぐる社会情勢の変化につきましても、ここに書いてありますとおりでございます。

なお、大型店が昨年度閉店したんですけれども、地元でTMO「まち・みらい多賀城」が設立されまして、空き店舗対策とか駅周辺の活性化のため区画整理事業、それから連続立体事業への期待がますます高まっているところでございます。

生態系、景観等への影響につきましては、既設のJR線とほぼ同じ位置に高架化するものでありまして、沿道も既に宅地として利用されております。そのことから特に生態系に影響を与えることはございません。

また、高架構造物によりまして市街地景観が大きく変化することは予想されますけれども、事業区域周辺には特にすぐれた景観等はございません。事業の中で市と

多賀城の都市景観上の阻害要因とならない工夫をし、その地域の特性を生かした新たな市街地景観の創造を積極的に推進してまいりたいというふうに思っています。

3ページには地元情勢、または地元の意見、ここに書いてあるとおりでございます。

それから、次の4ページをご覧いただきたいと思います。

ここに費用対効果分析をしております、4カ所の踏切遮断解消効果と高架下利用の便益から便益額を算出しております、費用が約102億円余、便益額が274億円余でB/Cは2.69となっております。

そのほか便益としまして消防車、救急車などの緊急活動の円滑化、駅の機能向上、それから鉄道周辺地区の騒音、震動の低減及び踏切遮断音の削減、周辺道路混雑の解消、市街地の一体化、そして土地利用可能性の増大及び事業の誘発等がございます。

事業スケジュールにつきましては5ページに記載のとおりでございます。

ちょっと雑駁な説明でございますけれども、以上でございます。

よろしいでしょうか。

森杉部会長

ありがとうございました。

それでは、ご審議のほどをお願いします。

費用の方はどこまで入っているんですか、それを知りたいんですが。新しい街路をつくる費用というものが入っているんですか。

都市計画課

費用につきましては、基本的には高架化の事業費のみを入れております。ただ、わずかではありますけれども高架下の部分だけの街路整備、10メートルとかそこらですけれども、その部分の事業費は含んでおります。

森杉部会長

つまり区画整理で用地提供してますね、一部分。その費用も入っているということですか、高架下という意味は。それとは関係ないんですか。区画整理で提供する土地等は費用に入っているんですか、入ってないんですか。

都市計画課

基本的にはお金は入っていないと思います。区画整理とJRの用地との交換というのはございますけれども。

森杉部会長

交換ですか、これ。

都市計画課

交換はしてます。

森杉部会長

なるほど。それで交換して費用としてはカウントしているわけですね、そこは。高架下の街路という意味で、そうではないんですか。僕が言ってることは混乱しますか。

都市計画課

申しわけございません。実際JRが今、走っている用地の下にも国有地とかがございます。そういった道路の用地を新たな道路の用地に交換する、そこに持っていくとか、要するに区画整理の中でやっておりますので、そういった形で底地と上物の整

理をしているということでございますけれども。

森杉部会長 費用便益分析における費用の方には、どんなものが対象になっているんですかということです。街路用地が入ってますかということです。

都市計画課 事業費には入っておりません。

森杉部会長 入ってない。まあいいんですかね。B / Cのマニュアルはあるんですか。

都市計画課 これは国土交通省の方で平成12年にたしかつくられたマニュアルをもとにしております。

森杉部会長 そうですか。費用の方があいまいですね、どの程度まで入れるかというのは。結構今のお話を聞いていても面倒そうですね。特に等価交換等いろいろやっておられるんですね、これは。

それで、今まで使われてなかった土地を適宜使えるようになったと、こういうような観点もあるんですね、これは街路として。

都市計画課 そうなりますけれども、実際今回132億円の事業費を見ておりますけれども、その9割方は高架施設をつくるための費用でございます。

森杉部会長 はい、わかりました。
ほかに質問ございませんか。

沼倉委員 特に質問ではないんですが、採択事業年度11年度でその後の事業自体まだ進んでませんけれども、その後の経済状況等を考えれば、なるべくこの事業費の削減を目指して実行を心がけていただければと思います。

都市計画課 現在、来年度から用地買収、工事に入っていきわけでございますけれども、それに向けて詳細な事業費の積み上げをJRとの間でやっているところでございます。
前に分科会の方でも一度ご説明させていただきましたけれども、JR側は、コスト削減に対しては非常に厳しいところがございます、現在そういった中であと何億円減らせないのかというようなことをJRと調整しているところでございます。

森杉部会長 こういう観点からいうと、JRが入っているというのは大きいんですね。費用節約のためのインセンティブがもろに働かざるを得ないという観点で、やはりPFIというような仕組みは重要なんですかね。
はい、どうぞ。

徳永委員 それに関連してなんですが、高架下の貸し付け益とか入ってますよね。これが全体の便益から比較すると極めて少ないんですね、小さいんですね。こんなものでしょうがないのかなという気もするんですが、だからJRの費用負担の算定根拠というのはこういうところから来ているわけですよね、5%という割合は。高架下

が鉄道事業者として有効に活用できるからと。

そういうことを考えると、これはやはりこんなものしかないのかなというのが正直な感想なんです。それとあわせて逆に高架下をどう使わせるか、使わせるかという言い方は変なんです。例えば駐輪場とかそういうものは、JRではなかなか高架下でつくらせてくれないんですね。結局こういう駅前広場の範囲の中で駐輪場を考えないといけないということになって、大抵の駅では大失敗して放置自転車が散乱しているような状況に陥ってしまうわけなんです。そこら辺ですね、この場合現状でどうだったかというのは余り記憶してないんですが、ただあそこに駐輪場はありましたよね。それ以外、放置自転車の問題とか、それは点在化する、あるいは高架化することによって今の駐輪場もつぶれるとか、そういう影響は出てくるのかどうか分からないんですが、そういうようなことも少しご検討いただきたいなと。

あわせてバスと自家用車、タクシー等、特に最近は送迎ということを相当考えないといけないということなものですから、そういったときのこの駅前広場の使い勝手、それを十分研究しておいていただきたいなというのが私の分野的な興味からのお願いです。

都市計画課　　まず、最初の方の駐輪場の問題ですけれども、これについては現在具体的に駐輪場は高架下につくるということで、今、多賀城市とJRの間で詰めております。それ以外は基本的には駐車場として使うということで、JR負担の5%の受益をはじめいておりますけれども、実際これからその下をどうやって使っていくかというのは、多賀城市のまちづくりの今後の計画とあわせてこれからさらに煮詰めていきたいと思っております。

それから、バスプール等につきましても今、北側に新たに駅広をつくることで考えておりますけれども、南側の方も現在の駅舎が少し壊されまして駅広が広がることもありますので、これにつきましてもこれから多賀城市とともにどういう整備をしていけばいいのかを詰めていきたいと考えております。

以上です。

徳永委員　　そこら辺も今回のこの範囲外ですよ。

都市計画課　　はい、それはうちの事業ではございません。

森杉部会長　　そうですか。

都市計画課　　そこは多賀城市の独自の事業ということになります。

森杉部会長　　そうすると、これに関連する事業としては、今の駅前広場の整備と、それから多分街路は一緒に完成するからいいんですかね、それと区画整理とそのぐらいが関連する事業になるんですか、今回の場合は。

都市計画課　　大きくは区画整理事業と連立の今、私たち県でやっている高架化する事業が2本の大きな柱になりますけれども、それにあわせて先ほどもうちの課長の方から説明ありましたようにTMOとか、そういったソフト事業を組み合わせるまちづくりを

行ってきたいというふうに考えております。

森杉部会長 なるほどね。区画整理事業は県の事業ではないんですね。県の事業なんですか、これは。

都市計画課 区画整理事業につきましては、多賀城市が市で施行している事業です。

森杉部会長 なるほど、市でやっている事業ですか。よろしいですか。はい、どうぞ。

遠藤委員 都市部は南北に二分割されてますので、高架の事業というのは賛成なんですけれども、一つ教えていただきたいんですが、鉄道側の負担金100分の5というのは、今後七、八年間は事業に要すると思うんですけれども、その間に万々が一事業費の増額があった際にも100分の5ということで、あくまでJRに負担していただくとか、そういう契約条項なんかはしっかりされているんでしょうか。

森杉部会長 はい、どうぞ。

都市計画課 JRとの施行協定は来年2月ごろを予定しておりますので、細かいところはその中でやっていきます。

それで、今の100分の5というのは建運協定がございまして、これは旧建設省と運輸省の協定でございまして、建設省と運輸省がこういった連続立体交差事業をする場合に、例えば多賀城みたいなどちらかという連続立体交差事業をするにしましては田舎のところになりますけれども、こういったところでは5%JRが負担すると。あるいは都市部では15%負担するという協定を決めております。

したがって、それに基づきましてJRから5%をいただくということになると思います。

森杉部会長 よろしいですね。

特に継続していただくということで結構だと思いますが、附帯事項はございますか。費用についてはJRがしっかりしているから大丈夫でしょうと思います。よろしゅうございますか。

はい、それではどうもありがとうございました。

森杉部会長 最後の案件は加瀬沼ですね。

お願いいたします。

概要をいただきまして、前回疑問点とか、ご指摘いただいたところについて重点的にご説明をお願いいたします。

公園緑地室長 それでは、加瀬沼公園の概要についてご説明いたします。

再評価調書によりましてご説明したいと思います。

森杉部会長 本日記られたものですね。（「はい」の声あり）本日記られたものがあります。

まず、1ページ目ですけれども、加瀬沼公園。

施行地につきましては、利府町の加瀬、多賀城市市川、塩竈市大日向、この3地内にまたがる区域の公園でございます。

事業目的といたしましては、塩竈市、多賀城市、利府町の行政界に位置する加瀬沼を中心とした自然を生かしながらレクリエーションの場を整備すると、こういった目的を持って事業を進めているところでございます。

位置図につきましては、参考資料の方の8ページ、参考資料1に位置図が載っております。

事業内容についてでございますけれども、これにつきましては参考資料の11ページをお開き願いたいと思います。

全体区域を5地区に分けて整備を行っているところでございます。このうちE地区としましていろいろな色が塗ってある場所でございますけれども、ここにつきましては施設集積エリアということで、いろいろな施設、広場、サッカー場、炊事場、管理棟、こういったものを整備しております。

それから、A地区、一番下側になりますけれども、ここは史跡地区でございますので、緑地環境保全エリアとしまして散策路とか、広場、こういったものの整備を計画しております。

それから、B地区、C地区につきましては、緑地環境保全エリアということで、この地区については現在、そして、これからも事業を進めていくという場所になってございます。

それから、D地区が水面保全エリアということで、5地区に分けて事業を進めているところでございます。

事業の費用負担の状況でございますけれども、国庫補助事業を使っておりますので、施設につきましては国が2分の1、県が5分の2、それから3市町に10分の1の負担をいただいております。用地につきましては、国が3分の1、県が30分の17、3市町で10分の1、これを負担していただいております。

事業の進捗状況でございますけれども、事業の採択年度は昭和58年度になります。工事は昭和61年度から着手しておりますので、全体の完成予定年度は現在、平成32年度を考えてございます。

当初全体事業費は50億円でしたけれども、その後、用地費の高騰とかありまして全体事業費は現在99.3億円を予定しております。それで、15年度以降の残事業費としましては44.8億円となっております。

全体の進捗率ですけれども54.9%、用地買収の進捗率が59.3%、工事の進捗率としましては51.3%が現在の計画になってございます。

各地区別の状況でございますけれども、E地区につきましては平成8年度に一部供用開始しまして、平成12年度でほとんど概成しまして、現在、18ヘクタールを供用しております。この図面につきましては、参考資料の13ページ、14ページ、こういったところになってございます。

それから、BからD地区についてでございますけれども、緑地環境保全のため平成13年度からC地区の買収を最初に始めまして、今後、B地区の方の用地買収を進めていきたいと、こういうふうに考えております。

それからA地区についてでございますけれども、この地区につきましては、特別

史跡地区多賀城市となっております。多賀城市の文化財事業によりまして一部施設整備をしながら用地買収を進めていると、こういった状況となっております。

2ページの「今後の事業の進捗見込み」ということをご説明したいと思います。中段のちょっと上の方の部分でございます。

B地区、C地区の用地買収を進めているわけでございますけれども、現在支障となる用地、物件、こういったものはございません。BからD地区につきましては、現在の自然環境が主体となる公園づくりとなるため、未買収地につきましてもできるだけ早急に用地買収を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、前回までに出ております3点につきまして、詳細審議内容・結果の整理表に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

第2回部会、現地調査の整理表、2ページになります。

第1点目が自然保護課で流入水質等の調査をしているはずである。資料を提出してほしいという内容でございますけれども、これにつきましてはきょう配付させていただいております追加資料の6ページをお開き願いたいと思っております。

森杉部会長 参考資料3という資料ですね。その何ページですか、6ページですか。

公園緑地室長 6ページ。

これが平成12年度に自然保護課で行いました「加瀬沼緑地環境保全地域学術報告書」の概要をまとめたものでございます。

この中で加瀬沼の概要がこのように出ておまして、「流入している沢」ということで調査されております。11年の5月17日に調査を実施したということで、流入沢として確認されたものにつきましては13沢でございます。これを加瀬沼のうちの方の計画に当てはめると、A地区が5、B地区が4、C地区が4のような状況でございます。沢につきましては、わずかの流入があるものと湿っている程度のもので、もしくは降水時に流路になる程度の沢でございます。

それから、7ページですけれども、そういったことから加瀬沼への流入水といたしましては直接降水、それから沼流域から集水される降水、沢等の地下水、沼底の地下水の湧水等、こういった四つが考えられるというふうに記載されております。

それから、加瀬沼の水質でございますけれども、平成11年から12年にかけて計5回、5測点で実施してございました。CODにつきましては、表のとおりでございます。各測点、各季を通しまして4.54から11.66ということで平均値が8.3でございました。うちの方で前回、採用しました環境対策課の資料ですけれども、これにつきましては「公共水域及び地下水水質測定結果報告書」ということで、毎年奇数月に実施している調査ですけれども、これの過去10年間の平均値7.8ということで、それほど変わらない数字となっております。

なお、この公共水域や環境対策課の調査内容でございますけれども、この資料の3ページに掲載してございます。

次に、二つ目でございますけれども、各地区ごとの費用対効果について、自然環境を残す便益に配慮して算出してほしいという意見、質問でございますけれども、これにつきましては追加資料の5ページをお開き願いたいと思っております。

これが加瀬沼公園事業費用及び便益をエリア別に計算したものでございます。

前回、エリア別をお出ししておりますけれども、単純に面積割で出しておりました。これにつきましてエリアの特性を考慮した便益配分をした方がいいというご指導をいただきまして、今回、このような計算をしたわけでございますけれども、便益についての中では来訪者の交流機会、これにつきましては現在のE地区の来訪者でカウントしましたので、E地区に限定した方がいいだろうということでE地区のみで便益を出しております。

それから、逆に都市防災、それから環境の維持改善、これにつきましてはE地区についてはほとんど該当しないだろうということで、B、C地区、この地区だけの便益を算定しております。

そういったことでAからE地区までの費用便益比、B/Cを計算いたしますと全体で1.68ということになりまして、前回算出しておりました1.74より若干低い数字になりました。これによりまして再評価調書の費用対効果の部分について、この1.68という数字によりまして修正をさせていただきたいと思っております。

ちなみに各地区別ですけれども、B地区につきましては0.76、1を切っております。C地区につきましては1.41、それからE地区につきましては1.89。B、C地区は緑地環境保全地区ということで位置づけをしておりましたので、参考までにB+C地区のB/Cを出しておりますけれども、B+C地区では1.03という状況でございました。

次に、用地買収が必要な理由を説明してほしいということでございますけれども、これにつきましては追加資料の1ページ、2の整備方針の中の2の「用地買収について」というところで若干説明しておりますけれども、用地買収につきましては全体計画面積102.3ヘクタールのうち約62ヘクタールの用地買収を進めているところでございまして、平成14年度末現在約43ヘクタールの用地を買収しております、面積ベースで70%弱、事業費ベースで60%弱の取得をしているところでございます。

都市公園につきましては、権原を取得して都市公園としての供用を図るということでございますけれども、この権原につきましては、いわゆる買収して取得するというものと借地して利用するという方法がございますけれども、借地につきましては、一般的には無償で借地をするということは考えられませんので借地料が生じてくるとおられます。そういったことで、この借地料につきましては追加資料の4ページに、参考までに借地した場合の借地料の費用について算出したものがございまして、いずれ永続的に公園を管理していくということになりますと、買収した方が有利ではないかというふうを考えております。

それから、現在事業認可を受けて用地買収しているわけですが、用地買収なしでいろんな法の規制だけでできないかということが考えられるわけですが、事業認可につきましては法律に基づいて進めているわけですが、期間を限定してやっていますので、その期間の延伸をしなければ自然消滅すると。事業認可が失効するという状況になります。事業認可につきましては、前にもお話ししているかと思っておりますけれども、相当強い規制が働いております。土地の形質の変更、それから建築物の建築、これを行う場合などにつきましては知事の許可が必要になってくると。それから、土地収用法が適用されると。いわゆる強制収用、こういったものも可能であると。そういった強い制限を地権者に課しているというのが事業認可でございます。

この事業認可を失効した場合には、いわゆる都市計画法の都市計画決定は残るわけです。それから、一部緑地環境保全地域になっておりますので、この規制が残ります。

都市計画法での規制ですけれども、建築物の建築について、これは知事の許可が必要だということになっておりますけれども、条件がございまして階数が2以下で地下を有しない。そして、主要構造部が容易に除却できるような構造体、そういったものについては許可しなければならないと、こういうふうになっております。

それから、いわゆる形質の変更ですか、そういったものについての制限、こういったものは都市計画法では制限をしておりません。ですから大分緩い規制になるうかと思えます。

それから、緑地環境保全地区の規制でございましてけれども、これにつきましても一定規模以上の建築物の建築、それから宅地造成、土地の形質の変更、こういったものにつきましては知事に届け出なければならないというふうになっておりますけれども、これにつきましても行為を制限する、そういった強制力は実際には持ってないということになっております。

この地区を緑地の保全をしながら公園として利用していくということを考えた場合には、事業認可を継続していきまして、強い規制を働かせながら用地買収を進めていくと。こういったことが妥当ではないかなと、最善ではないかなというふうにご考えているところでございます。

以上、3点についてご説明いたしました。

よろしく願いいたします。

森杉部会長

どうもありがとうございました。

ご審議のほどをお願いいたします。

ちょっと私の方から最初に質問ですが、1ページ目の残事業費を見ますと44.8億円になってますね。そのうち用地費が20億円弱いる。残りの27億円程度は事業ということなんですが、これはどのような内容になりますか。

公園緑地室長

まず、再評価調書に載っております44.8億円についてでございますけれども、これにつきましては現在事業認可を受けている設計内容、これに基づきます残事業費として計上させていただいております。そのうち用地費が18億円ということでございますけれども、これにつきましては追加資料の5ページを見ていただきたいと思いますけれども、これは平成15年度以降の残事業費内訳を載せておりますが、このうち建設費がB、C地区合わせまして計44億8,190万円ということになっておりまして、用地補償費28億1,300万円、これにつきましては現在行っております買収実績、これに基づきまして残事業費を算出しております。ですから18億円でしたのが用地の高騰がございまして、これからかかる用地補償費につきましては28億円ということで、約10億円くらい上がるだろうというふうに見込んでおります。

それで、ここにも書いてあります本工事費についてでございますけれども、現在認可を受けている44億8,000万円、これから単純に差し引いた数字16億円をここに載せていたわけですけれども、前にもお話ししたかと思えますけれども、現在この事業計画につきまして見直しを行っているところでございます。そういっ

たことで用地費につきましては、そのままの数字になろうかと思えますけれども、本工事費につきましては、大分これが削減されるようなことで現在設計を進めているという状況でございます。

それから、若干再評価調書とこちらでお出ししました追加資料の数字が違っておりますけれども、そういった理由でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

森杉部会長 待ってください。用地費が28億円になる予定だと、こういうことですか。

公園緑地室長 はい。

森杉部会長 そういうことですか。そうすると残りが17億円ぐらいありますと。これは散策路の整備ですか、この辺の内容は。

公園緑地室長 これにつきましては、44億円という数字を現在残事業費として持っているものですから、それから単純に差し引いた数字が16億円ということで出させていただきましたけれども、この16億円につきましては現在見直しをかけております。この16億円につきましては、当初計画で水辺に釣り場とか、そういったものを設ける計画にしてみましたけれども、それが現在の見直しにおいて削除するといいますが、計画縮小する考えでおります。ですから散策路程度で考えてますので、この16億円が大分下回る数字になろうというふうに予想しております。

加藤委員 そこちょっとわかりにくいんですが、今、44億8,000万円ぐらいの残額ですよ。そうしますと当初は用地費18億円ぐらい見込んでいたのが28億円ですか。そうしますとその時点で本体工事費というのは二十六、七億円分ぐらい見込んでいたと思うんです。それがぽんと16億円になって、さらにその16億円を減らすように見込んでいくということで、そう解釈していいんですか。

当初の28億円ぐらいのものから減らしていくという意味ではないんでしょうから、それだけ減らせるんですか、これ。

公園緑地室長 考え方としましてはそのような考え方で、ほとんど施設関係につきましては今後のB、C地区、D地区も含めましてつくらないというような計画で進めて、散策路、若干トイレが必要になるか、あとあずまや程度が必要なのかというのは出てくるかと思えますけれども、ほとんど大きい施設はつくらないという方向で現在見直しをしているところでございます。

そういったことで、ここで予定しております16億円につきましても大分少ない金額、少ない事業費になるのではないかというふうに考えています。

加藤委員 写真を見させていただきますと、散策路はあとそんなにお金をかけなくても何とかできそうな感じがするんです。16億円とかかけなくてももう既におおよそは通路としてできてるような……。

公園緑地室長 現在考えている施設といたしますか整備内容としましては、先ほど言いましたよう

に散策路、それからちょっとしたあずまや、それからトイレ、そういった程度を考えておりますが、ただ一応公園地区と民地を区分けするためにフェンスを回そうかなというようなことも考えておまして、そのフェンスが大分延長的に長いものですから、その辺どれぐらいかかるのかというのを今、算定しておまして、多分それをつけたとしましても3分の1程度ぐらいでおさまるのではないかなと。

加藤委員 3分の1というと5億円。

公園緑地室長 ええ。それぐらいでおさまるのではないかなというふうに考えております。まだこれは確定してはおりませんけれども、その程度でおさまるのではないかなと。

加藤委員 こういう事業の場合、これだけ大きく変わった場合には途中で事業の計画変更みたいなのではないんですか。

公園緑地室長 現在事業認可を受けておりますのが、先ほど言いました99億3,000万円で受けておまして、この事業認可は今年度で期限切れを迎えます。今年度末にこの事業認可の変更をする予定でおります。その時点では大分下がった金額で事業認可を受けると。ただ期間については、ちょっと延長した形で事業認可を受ける計画でおります。

加藤委員 あわせてもう一つよろしいですか。

事業スケジュール案のところを見させていただきますと、A地区はもう買収が終わっているということで解釈していいんですか。B地区とC地区だけ用地買収の期間が載っているんですが。A地区は入ってませんので、A地区は用地買収済みということですか。

公園緑地室長 A地区につきましては、多賀城市の文化財事業ということで多賀城市の方で実施をしております。それで、まだ園路とかそういったものを整備しながら用地買収もまだ残っておりますので、それを一緒に進めているという状況でございます。

加藤委員 それではA地区を含めて散策路中心の施設整備は、8年ぐらい先になってから着手ということでもいいですか。

公園緑地室長 A地区につきましては、用地買収も、それから施設整備も多賀城市の方ですべて施行することになっております。

ですから今回の加瀬沼公園の整備事業の中では、このA地区につきましては一切手をつけてはおりません。

加藤委員 でもこのスケジュール表を見ますと、すべて施設整備はこの先平成24年からスタートということになっているんですが。この間とはにかく用地買収だけに専念するということがよろしいんですか、この事業は。

公園緑地室長 すみません。A地区の考え方につきましては、こちらの考え方をそのまま当ては

めておりましたので、これにつきましては多賀城市の計画になりますので、A地区につきましては訂正させていただきたいと思います。大変申しわけございません。

加藤委員 削除できるということですね。はい。

森杉部会長 私が聞いたところによりますと、A地区はとにかくこの公園の区域に指定してありますけれども、事業としては県は全くタッチしてないと、こういうことなんですね。だからこの事業からぼっと外してしまえば一番わかりやすかったんですけども、そういうことですね。

公園緑地室長 はい。

長田委員 水が汚いなんていうのがこの間見学して気になったんですが、平均値7.8というのはよい水質なのかどうか、私ちょっとわからないので、まずそこを一つ教えていただきたい。

それから、水質を浄化する計画というのはあるのかないのか、そんな必要がないのか。それから大いに費用は削減していただきたいと思います。何も今さら散策路なんかつくらなくてもいいんじゃないかと思います。けもの道があるから好きな人はそこを歩いていいんじゃないかというぐらいに思いましたので、これはもう頑張っとうんと削減してもらいたいと思います。用地買収費が上がったというのは、今、地価はこの10年ぐらいうんと下がっているのにどうしてなのかなと、そこら辺教えてください。

公園緑地室長 まず、第1点目の水質についてでございますけれども、追加資料の3ページの下の方に参考としまして「環境基準と水質類型」ということで載せておりましたので、これをちょっと見ていただきたいと思いますが、この中の色刷りしております科学的酸素要求量(COD)ということですが、この中で一番きれいなものが1ミリグラム以下ということで、これは水道水とかそういったものなんですけれども、一番下のC類型に近い数値になるわけでございますけれども、このC類型、8ミリグラム以下ですけれども、ここに載っております利用目的の適応性ということで工業用水2級、環境保全というふうにありますけれども、この環境保全というのは人が見て不快に思わない程度の水質といいますが、そういった意味を持っているそうございまして、要するにこういった類型指定の中での一番下位のランク、こういったぐらいの水質でございます。

例えば、広瀬川を守る条例とかがございまして、それですと大体AA類型、A類型、そういったところで規制しております。広瀬川に流す排出する水の状況では大体2から3ぐらいで規制しておりますので、ですから8近くというのは。

長田委員 汚いということですね。

公園緑地室長 はっきり言ってしまえば汚い部類に入ります。

それから、浄化ですけれども、現在ため池自体につきましては多賀城市の方で管理しております。農業用水としてまだ使っておりますので、多賀城市で管理してい

るわけですが、これも最終的に都市公園にしたとしても、ちょっと浄化というところまでは考えてはいたところでございます。

それから、費用削減、これにつきましては、当然散策路につきましても十分に費用を考えながら整備、設計していきたいというふうに考えております。

それから、用地単価の問題ですが、この用地単価につきましては鑑定をとりまして、それに基づきまして用地買収を進めております。この地区につきましては9ページの下図面でございますけれども、右側と上側に都市計画街路が入っておりますけれども、この一部が整備されつつあるということで、ほかの地区では大分下がっているという状況でございますけれども、この地区につきましては道路の整備、それから市街化の整備、こういったものがありましたので、それに引きずられまして地価の単価が上昇したということで、当初予定したよりも用地買収費がかさんできたということでございます。

以上でございます。

徳永委員

まず水質の件ですが、これ平成4年から急激に悪くなっているんですね、この3ページのグラフを見ますと。それで、これが何なのかなというところがちょっと気になるんですが、例えば餌づけをやるようになって汚れたんだとか、周辺から入ること以外にも公園利用地帯で水質悪化をさせているような要因があるのかなのかというのがちょっと気になったところです。

それから、地価高騰と絡むんですが、先ほどの説明を聞いてもよくわからなかったんですが、調書の10ページの絵を見ますと公園区域と緑地環境保全区域、これがずれてるわけなんですが、結局これがずれてるがゆえに道路ができたことによってその周辺から開発圧力が強まって結果的に地価が上がっているということなんではないかと思われるんですが、これももう公園区域で指定してあるわけだから、そこまで緑地環境保全区域にすることはできないのかということと、だからといって完全に開発を排除できないというのは先ほどの説明であったと思うんですが、そういう手続上の順番の問題といいますか、そういうのは影響ないのかというのが2点目です。

それから、もう一点は、一番最初の用地費が上がった分だけを事業費から削りましたというご説明なんですが、そもそもこの調書として出す数字というものはどういう数字であるべきなのかということで、前回の認可済みの計画に基づいて出されているということであれば、当然これは用地費はもっと高く見込まれた中で、変更はしてないわけなんだけれども見込み額としては当然10億円は超えているという認識の中での資料ということになるのかなと思うんですが、既にもう今、見直しの時期にあるという微妙なタイミングで出されているということで、この数値をどうすべきなのかと。

それで、やはりタイミング的にいえば、もう今年度末に次の認可を受けなければいけないということは、当然それなりの計画と見直しもされているんだろうというふうに思われるわけですから、当然それを見込んだ中でどうですかというのがあってもしかるべきなのかなというのが正直な感想なんですが。

以上、3点なんですが。

公園緑地室長

3ページの資料なんですけれども、平成4年から急激に上がりまして、その後高

どまりというか、高く推移しているというような状況になっておりますけれども、この平成4年から高くなった理由につきましては、どれが原因なのかというのはなかなか特定はできかねているわけですが、当然周囲の宅地開発、そういったものが大きく影響しているのではないかと。宅地開発によりまして今までの雨水の流れとか、そういったものも変わってきているだろうということが想定されますし、前回もお話ししているかと思っておりますけれども、ここで渡り鳥の餌づけとありますが、そういったことも進めておりますけれども、あくまでも想像ですがそれも一因になっているのかなと。実際的に平成4年から悪化した理由につきましては、ちょっとわかりかねるという状況でございます。

次に、緑地環境保全地域を拡大できないかということだろうかと思いますけれども、これにつきましては通達か解説書がちょっと記憶が定かではないんですが、都市計画法の網のかぶった地区については緑地環境保全地区を指定できないというようなことでたしか載っていたかと思っておりますので、それちょっと確認……。

森杉部会長 そういうことですか。

公園緑地室長 失礼しました。これは自然環境保全条例がございまして、この中に緑地環境保全地域の指定ということで23条にこういったことがうたってあるわけですが、この中で「次に掲げる区域は緑地環境保全地域の区域に含まれないものとする」ということで、この中に「都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の区域」というふうなうたってありまして、いわゆる都市公園の区域につきましては、緑地環境保全地域を指定できないというふうに解釈しているところでございます。

それから、残事業費の用地費の問題でございますけれども、用地費につきましては、先ほどお話ししましたように鑑定評価をとって買収しておりますのである程度の単価については、今後の用地補償費については想定されるわけですが、工事費につきましては現在見直し作業中ということなものですから、その辺の金額がまだ定かではないということで、このような計上の仕方をさせていただいたところでございます。

徳永委員 ちょっと2番目の点なんですけど、この10ページの絵ではいわゆる公園区域の中も指定されているわけですね。今のご説明だと公園区域内は指定しないというような。

公園緑地室 この地区につきましては緑地環境保全地区が最初に指定されておりまして、その後から都市公園法の都市計画決定をしたということになっております。

森杉部会長 ですから、結局のところ、都市公園区域に指定されたところの緑地保全地区は失効しているわけですね、指定した段階で。

公園緑地室長 いや、両方。

森杉部会長 先ほどおっしゃったのは、都市公園区域に指定されると緑地保全地区は指定できないと、法律で。

公園緑地室長 これにつきましては、緑地環境保全地域を新たに指定するものというふうに解しております。ですから現在の緑地環境保全地区を都市公園内で拡大するということはできないというふうに解釈しています。

徳永委員 そうすると都市計画法上の公園区域になった場合でも、別に民間の開発は自由に行えるんですか。だからこの地域は道路ができたことによって結局地価がどんどん上がっていったわけですね。公園区域内であるということがわかっているにもかかわらず、そういうふうには地価は上がってしまうということになるんですか。

公園緑地室長 これにつきましても私たちが疑問には思いますけれども、不動産鑑定士に委託をしまして鑑定評価をしていただいておりますので、それに基づきましての用地買収を進めていると。

沼倉委員 ちょっとその評価なんですけれども、評価というのはいろんな角度からの評価というのがあって、一つの数字を出すというのは非常に困難な場合が多くて、例示のある環境の評価というのが不動産の鑑定評価でもあるんですけれども、やはりその場合に都市公園法ですか、その規制を受けているんだという上での県のこれで行くという、何というんですか、いろんな見方があると思うんです。多分土地の評価というのは近隣地区の上昇倍率を掛けたり、実績例とかというのを持ってくるわけですが、そのときに都市公園法区域以外のところを参考にされると、非常に県としての意図とは違った鑑定評価が出てくる可能性もあるんじゃないかと思うんです。

ただ、それは例示として通常の場合には出すのが多いと思いますので、県の評価の依頼とすれば、やはり都市公園法であり利用が制限されているんだということに基づいたものであるかどうか、もしかその例示の中であればその後はなんというのかなあ、道路ができたからそれで利用が制限されているところまで上がってくるとちょっと矛盾があると思いますので、評価といってもいろいろありますので十分にその内容をご検討していただきたいなと思います。

公園緑地室長 どのような不動産鑑定評価手法によりましてされているのか定かではないんですけれども、今、ちょっと担当の方から話を聞いたところ、いわゆる規制というものは土地の評価には直接的には関係ないといいますが、評価の対象にはしていないということらしいです。

それと、この場合につきましては都市公園といいますがE地区、いわゆる施設をいろいろつくりました地区がありますけれども、その地区も当然評価の基準といいますが、そういったものの対象になってきますので、そういった面からも緑地が多い場合であっても道路に近い部分であれば、やはりそれなりの評価がされるだろうと。どのような評価項目なのか定かではないんですけどちょっとわかりませんが、そういった面からどうしても周辺が高くなればそれに引きずられて高くなるということのようでございます。

森杉部会長 ここは恐らく用地買収するには緑地なら緑地のままで、あるいは林地のままで

ちろん買収の対象になりますね。それが宅地になったという想定のもとでの地価ではありませんよね。現況のままでの地価の比準をやるんだらうと思いますけれども、そういうことですよ。

公園緑地室長 はい、そうです。

森杉部会長 ただしそれでも道路が近くにできると緑地といえども高くなると、こういうことですかね。

公園緑地室長 ちょっとした造成をすれば、それなりの利用価値があるというような判断になるかと思えますけれども。

森杉部会長 ということなんですな、これは。結構……。

沼倉委員 ただ利用ができればという前提で、利用させないという前提がどうしても公園法の指定にはあるわけですので、ちょっと鑑定の内容というのは見ないとわからないんですけれども、前提のとり方でかなり金額的に増減するというのも結構ありますので、あくまでも公園だということ、要するに利用はできないということを前提に鑑定評価の方も今後お願いをしていくべきではないかと思えます。

森杉部会長 用地買収するときは、通常は宅地にしたという想定のもとでの用地買収ではないですよ。ここはあくまで緑地のままでの単価は幾らかということですね。

公園緑地室長 現況のままでの評価をいたします。

森杉部会長 現況のままですね。ですから利用できるという考え方は緑地として利用出来るんですけれども、宅地にするわけではないんですよ、現在の比準の仕方は。そうですね。

公園緑地室長 そうです。

森杉部会長 ということなんです。これでよくもめるんですけれども、裁判になったりするんですけれども、逆に不公平だというんで。そういうことなんですよ。

それでも高くなっているらしいんですけれども、緑地としての利用の仕方が近いとより楽しめるとか、そういうことかもしれないけれども、よくわかりませんが。農地だと間違いなく(町から)近いと高いですよ。まさか宅地になる可能性を秘めた地価という観点でしてるわけではないだらうと思うんですけれども。その可能性はありますか。

公園緑地室長 現況の緑地部分については山林という地目で評価をし、そういったことを出していただいています。

徳永委員 ということは完全に開発行為が規制されているわけではないわけですよ。資材

置場だったら使えるとか。

公園緑地室長 事業認可の場合ですとそういったことまで規制できます。都市計画法だけですとある程度の造成、それから資材置場としての利用、そういったものは可能になるのかと思います。

徳永委員 だから現場の開発事業の仕方を見てても、とりあえず資材置場とすれば資産価値が上がるかなということで先行してやっているのではないかと思われても仕方ないような使われ方をしているのではないかなという懸念はありますよね。

森杉部会長 この問題は結構面倒なんですね。恐らく専門の人に来てもらって実際に説明してもらうのが一番早いかわからないけれども、そういうことが必要かわからない問題なんですから、特に今回の場合は用地を買収するという行為が最も大きな公共事業なわけですから、その観点でどうしましょうか。我々としてはお願いという形にしておきますか。お願いとして特に用地費の判定に対しては公平な収用費用、収用単価にするようお願いしたいと、こういうことですかね。

徳永委員 あと全部買収し終わるまでまだまだ時間かかるわけですね。その間でも道路の交通量がふえればまたそれだけ評価額が上がっていくというようなからくりになっていると思いますので、だからこれまで上がった分はしょうがないにしてもこれからはいかに上げないで何とか買収できないのかと。結局そうなると待ってるだけで得みたいなのということになってしまいますとますます事業がおくれるということにもなりかねないのかなというような懸念がちょっとするんですが。

沼倉委員 そういう意味では道路の周辺地区のところを早めに買収を進めるということと、あとほかにも完全に公園ですよということを土地所有者の方に明言するというところで、あらぬ期待感を抱かせないようにしていただきたいと思うんですけども。いかがなものでしょう。

公園緑地室長 都市公園なり、それから緑地環境保全地区に指定しているわけですがけれども、一応地権者の方々に了解をいただいたという形になってはおりますけれども、基本的には地権者の権利、これを相当規制しているという状況もございますので、やはりそれなりの評価をした形で用地買収をする必要があるのではないかなとは考えているわけですがけれども。

森杉部会長 では、この件はやはり余り一方的にここで言えそうもありませんから、できるだけ公平な用地買収をお願いしたいと、こういうことですね。

特に交通量がふえると用地費が上がってくると、実際使いもしないような。そういう単価でないように担当課の方でも十分チェックしてくださいと、そういうことをお願いする以外ないですかね、これは。

最後にもう一つ、徳永先生の方から指摘がありました調書の残金額と用地費の取り扱いです。先ほどのご説明では全く違う数字が出てきたりしますよね、ですからその取り扱いですけれども。

しかし、ここで今年度末に改めて申請される事業認可についての説明をお願いしますというわけにもいかないでしょう。それで、これはどうしましょうか。いつごろそれはつくられる予定なんですか。もうできているんですか。

公園緑地室長 事業認可につきましては年度末に予定しているわけですがけれども、大体1月ぐらいにはある程度関係機関との協議に入らなければならないだろうと考えておりますので、遅くとも年内には事業費というのは大体まとまるのではないかなというふうには考えておりますけれども。

森杉部会長 どうしますか。これはいずれにせよ今から改めて再認可自主的にやるわけですから継続だということになるんだらうと思いますが、とにかく現在の段階では情報が不完全ですよ。それをどういうふうにしますか。

沼倉委員 すみません。事業費は減ることはあってもふえることはないですか。

公園緑地室長 現在の44億円よりはふえるということは絶対ありません、これは断言してもかまいません。

沼倉委員 一応B/Cを見てやっていますので、見直しをするので増額といとなかなかこちらとしても意見を言いつらいので、削減に努力していただくということであれば意見は言えるのではないかと思うんですが。

森杉部会長 工事費、用地費ともできるだけ削減をお願いしたいと、こういうことですか。

徳永委員 今現在10億円削減ということで資料はできているような感じですよ。本工事については、だからそれ以上にもっとやってくださいということなのか、その程度でいいですよということなのか。

森杉部会長 この場合は、特にたくさん節約してくださいということなんですけれども。
しかし、用地買収によって自然を保護しましょうと、これは仕方がないと。そういうことは多分皆さん納得されたんではないかと思いますが、先ほどもお話ありましたように附帯施設等はなるべくやめて、そんな計画をぜひつくってくださいと、こういうことですか。そんなところですかね。いかがですか皆さん、ご意見を。
それで、今回、改めて事業認可を受けるに当たって便益の計算とかそんなことは出さなくていいんですか。

公園緑地室 事業認可を受ける場合には、評価委員会の意見とありますが、それを参考としてつけさせていただくような形での事業認可申請になります。

加藤委員 そうしますと今の時点で工事費をおよそこれくらい下げられるとか、何かワン・ペーパーぐらいの資料がなければ最終判断できないと思います。

森杉部会長 そうですね。それから、もしもそれだったら便益の計算の仕方も、正直言うと、

これは港湾のマニュアルをそのまま使ってきているんです。これ過大評価の可能性だってあるんです。そうなってくるとやはりちょっと問題ですね、現在のままでは。ちょっと問題があるな、これ。

加藤委員 評価委員会が承認したらと言われるのではね。

森杉部会長 改めての事業認可のための参考資料だということになってくると、本当に価値があるのかということは他の案件とは違ったようにもっと厳しくいろんなことをやらねばなりませんね。

長田委員 そうですよ。散策路はいらないとか、ここまでは買収はいらんんじゃないかとかね。

森杉部会長 かなりそういうことをやらなければならないんじゃないですか、これは。

加藤委員 その見直し含めてとかね。

森杉部会長 そういうふうになるとこれ、もう一回やりますか。要するに便益の計算の仕方とか、それから先ほど言われたように費用がどのくらい節約できそうなのかとか。

行政評価室長 それ10月15日ぐらいまでにはできるものですか。

森杉部会長 基本的には計画ですね。

加藤委員 申請用の最終的なきちんとした数字でなくても、おおよその概算みたいなものはじけるんだったらそれはそれでいいと思いますし。

森杉部会長 水質改善の可能性はあるかどうかとか。

加藤委員 判断できる材料があればですが。

森杉部会長 改めて、いろんなことが気になりますよね。

徳永委員 少なくとも現計画というのが見えてこないんです。これから本体工事でどういう工事をやろうとしているのかとか。

森杉部会長 その計画はいるんじゃないですか、これはどうしても。

徳永委員 それがまず一つのたたき台になるのかなという感じがしますけれども。

岡田委員 用地の買収も前提にしてますけれども、本当にこの事業が必要かどうかというのをもう一回周辺の住民にアンケート調査かけてみるとか、そうすると本当に必要な場合は、例えば県だとか市が金を出さなくてもいろんなやり方というのはあるわけ

で、新しい組織をつくってみんなが少しずつお金を出すということだってあり得るわけです。だから何も最初からそれを前提にする必要もないなというか、そもそもどうやって発想したのかということになるとやはりお金があった時代の話ですから、ちょっと問題はああるかもしれないですね。

遠藤委員 今、岡田先生からお話あったんですけども、きょうの参考資料の一番最後のページ、この地区というのは多賀城市側で整備されているということなんですけれども、これは緑色になっているんですけどもすべてが緑地ではないですね。

公園緑地室 いや、こんな感じです。

遠藤委員 緑地になっているんですか。

公園緑地室 はい。

遠藤委員 そうしますと結構ぜいたくなスペースだと思うんです。E地区においても芝生もありますしグラウンドもある。あとA地区では緑地もある林もあるということで用地買収費に総額で50億円という金額がかかるんでしたら、都市公園事業並びに緑地の保全という観点もあるんですけども、無理をしてB地区、C地区は買収されなくてもよほどの公園規模でないかなと思ったりしているんですけども。確かに現場を拝見したとき、桜の広場から石段を上って行って目の前に沼と向かい側に緑が見えたときには、こういう自然は都市部では珍しいなということで、きちんと保全してとっておきたいなとは思ったんですけども、これから仙台市に次ぐ都市部ということで、塩竈、多賀城、利府町で用地買収といったら事業年度も10年これからかかるとすれば用地の高騰というのも考えられると思うんで、それでもし用地買収せずに済むんだったらなとちょっと思ったんですけども。

森杉部会長 大変厳しい質問ではありますが、いかがなものでしょうか。
きょうは時間がオーバーしてますけれども、どんどん皆さんご意見ください。結論つけられないということですね、どうぞ。

田中福部会長 今、遠藤委員の方からお話あったんですけども、ただ前回実際に現場とか見てみると資材置場に一部なりかけているようなところもあって、あそこが流域の上流端みたいのところになっていて、あの辺から全部集水域になって水が入ってくるわけです。そうするとさっきのCODが上がっているという話でちょっとメカニズムはよくわからないというお話があったんですけども、そういう集水域とのつながりとかというのがもしあるとすると、またそちらの土地も買収しないといかんのではないかというようなつながりが出てくる可能性もあるのかなという気もするんです。だからさっきの水質の話とかというもどの辺までエリアとして視野に入れるべきかということですね。そういったものにつながってくるのかなと思うんですけども。

森杉部会長 今のご意見もあって、これは私の個人的な見解とすればやはりもう一旦こうやっ

て事業認可して用地買収をやっている以上、今、用地買収やめましようというわけにはいかないだろうという感じもしますが、これはこれで。

しかし、ベネフィットとして大きいということを含めて、改めて今からの計画をとにかくつくっていただくということが必要なのではないですか。それを含めてもう一度ちゃんと審議をしないといかんのではないですか、この場合は。そんなふうに考えておりますが、いかがですか。室長、この辺はいかがですか。これ初めての案件なんですけれども、こういうことで取り扱いをするのは。なぜかといいますと、要するに事業再認可をするに当たってここでの審査結果が大きな影響を与えるということですから、そこに当たってはこちらサイドも一種の過去のものではなくて今後の計画が妥当かどうかという形の検討をする義務があるんじゃないかと思うわけです。そういうふうに考えると計画をつくっていただいて、計画についてのご説明をいただいて、それに基づいて継続かどうかを考えるというような審議があるんじゃないかと、こんなふうに考えたんですが、いかがですか。まず、委員の皆様方どうでしょうか、こういう方向で。

岡田委員 私にはちょっと角度が違うんですが、緑地をまず確保するという事は大事だと思います。その場合にだれがお金を出すかというのをもう一度仕切り直しをしてはどうかなと。その上でどういう使い方をするかということについては、役所が決めるものではないという理解なんです。やはり周辺住民なり県のいろんな人々の意見を聞きながら、今後一体この緑地をどうやって使うかということについては、改めて意見を求める方が私はこの種の大きな公園についてはすぐれた方法だと思っています。そういう意味では拙速に県はこういう使い方をしたいとか、こういう事業をやりたいというそれ自体は、事業の中身が何ものなれば結構なんですけれども、やはり施設化するという事については、ある土地の利用に特定するわけですし規制するということが起こりますから、私はそういう理解をしています。だからまず確保するということが大切、そもそもはそういう姿勢ではないんです。

森杉部会長 そうですね。先生のご意見と私の意見はちょっと違う部分がありますから、こういうときどう取り扱うかということとはよく僕もわかっていませんが、先生のご意見はわかりましたが、そのやり方は実際には不可能だと思うんです。とにかく今は再評価の段階ですから。

長田委員 すごく時間がかかりますよね。

森杉部会長 不可能だと思うんです。コストもべらぼうにかかると思います。

それで、きょう、事務局からは用地買収以外に今のところ手段がありませんよというのは一応説明はあったと思うんです。そういう方向ではなくて、むしろ改めてNGO的なアプローチですかね、(岡田)先生のおっしゃることは。そんな形での方向が新規事業に対してはあり得るかもわかりませんが、この段階ではやはりちょっと無理なんではないかと思うんです。これは私の意見です。

加藤委員 用地買収はかなり難しいだろうと思うんですが、これから進めていく施設整備は始まるのがまだ七、八年先なわけですね。それについては岡田先生の言われるよう

に、地域住民のワークショップとか何かをそれまでに繰り返して、どういう形がいいのかというのは検討する必要があるのではないかなという感じはしますね。

徳永委員　　ちょっと用語が正確ではないんですけども、いわゆるこれ都市公園事業として考えると、都市の人にいっぱい来てもらってどんどん利用してもらおうというのが趣旨だと思うんです。だけど保全地区があって、その保全地区ということになると何も都市計画的な公園整備という形ではなくて自然公園的に残しておこうと。余り人が来なくて残していく方がいいんだということになってくると、多分岡田先生的な手法というのも考えられてくるのかなというような気がするんです。だから余りこういう都市内での公園として整備するタイプにこういうものがくっついてるといいう例が少ないんで、どうもそこでちょっと今までの整備手法といろいろ齟齬が生じてきてしまうのかなという感じがしないでもないんですが。

私の意見としては、都市公園として整備していくのであれば、行政が責任を持って土地まで買ってやっていくしかとりあえずはしようがないのかなという感じはしているんですが。

長田委員　　私も途中までは徳永先生に賛成なんですけど、私は保全区域の方がむしろいいんじゃないかなと思います。もう既に開発はされてますからあとはストップして。都市の中にこれだけの豊かな緑の空間があるというのは、宮城県にとっても都市の豊かさみたいなものだと思うんです。だからそこにやたら道路をつくったり四阿つくったりしないで、これはもう緑の空間として保全しておく方がよいのではないかな。E地区はもう開発はされてしまっているんだから。後は開発しないで保全しましょうと。買うものは買ってここは守りましょう、緑の部分を、という方が私はいいのではないかなという意見です。

徳永委員　　私の整備する方向性としてはまさに長田先生と同じ方向なんですけど、だからそれをこれだけ都市開発の圧力の中から守っていくということになると行政が責任を持ってやらざるを得ないのかなということなんですけれども。だから行政が責任を持って保全していくということなんです。

森杉部会長　　私は皆さんの意見を聞いてまして、これ必要なのはきょうここではこれ以上続けるわけにはいかないだろうと思いますが、とにかく今後の構想でいいんですが、B地区、C地区の構想ですよね、そういうものを一応お話を伺うという形のものを一回やっていただくというのはいかがですか。その中で恐らく今までどおり一応用地買収していくと、そのかわり施設は最小限度でとどめていこうという判断が出てくると思うんです。恐らくそのときのお金は今よりもぐっと低いものになってくるでしょうということが出てくると思うんですが、便益の単価の限界も一つの問題点があるんですが、この問題は。どうするかということちょっと考えなければなりませんけれども、それはまた事前に事務局と私が相談しますけれども、ある程度計算ができればやるようにしますけれども。それ以外に打つ手がないんだと思うんですが。要するに今からの再認可を受けていただくというための資料をつくっていただいてお話を伺いたいと、こんなふうに思いますがいかがですか。それがどうしても要りますね。ここで終わるわけにはいかんでしょう、これは。そんなこと可能で

すか。

行政評価室長　　まず、時間的に可能なのかどうかということ。それから、そういうものが計画ということで国に出してこれから了解をとるわけです。それは全部公表してもいいものかどうか。要するに国と協議してオーケーするかどうかはよくわからないんですが、その辺は大丈夫なのか。もう一つは時間的に次の部会は10月15日なんですが、今、部会長からお話あったのはいわゆる構想というか、非常に概要の概要というか、そういうものというお話がございましたけれども、さてそれで今度はB/Cの方がうまくできるのかな……。

徳永委員　　難しいですね。

森杉部会長　　だけどE地区は完成しているわけですから、今からのBとC地区ですよ、基本的に問題になるのは。そういう問題ですからBとCの単価は単価として使わざる得ないかもわかりませんが、これは都市公園の方で使っている単価だと思えますが。

それから、確かに今から中央官庁と折衝するに当たって事前に公表していいかどうかというのは大問題ですね、これは。

徳永委員　　一つは、今回の追加資料の5ページのエリア別の便益計算なんですが、これは建設費はもう削った値で書かれているんでしょうか。差額にしているんですよ。だから用地費がふえた分工事費を減らしているということですね。だからこれをやった時点で便益計算自体もおかしくなってくるのではないかなというような、ちょっと自己矛盾をはらんでいる数値なんだと思うんです。本来整備すべきものをやらないでこれだけの効果が本当にあるかということですから、ここはあくまでも現計画での工事費で算定していただいて、そう見ると恐らくB/Cがもっと悪くなるんでちょっとこの整備は疑問があるねというのが、我々の部会での意見ということになるのかなという気がするんですけれども。要するに新規計画を見ないにしても現計画ではちょっとやり過ぎというか、費用便益だけの問題ではないと思うんですが、ここまで整備することに疑問があるねという意見はつけれるのではないかなというように気はするんですけれども。

森杉部会長　　どうぞ。

公園緑地室長　　現在の便益費の計算につきましては、あくまでも現在の事業認可を受けている事業費、即ち99億円、これをベースにして算出しております。そういったことから先ほど来申し上げてますとおり、残事業費の工事費が17億円近くになっておりますけれども、これは確実に今のところ下がるだろうというふうに予測しております。そういったことで建設費が当然下がってきますので、B/Cにつきましては若干数字的には高いものになるかなというふうに考えておりますけれども。現在、1.68ですけれども、これを上回る数字が出てくるのではないかなと。

森杉部会長　　だからやはりここも0.6と1.4ですよ、B地区とC地区ですけれども。だ

からこの建設費ではC地区はやめなさいとなったんですよ、もう既にここでは。

徳永委員 先ほどから認可のものが額しか出てこないんですが、何をつくるとかというのはないんですか。

公園緑地室長 認可におきましては設計内容、当然詳細な図面といったものをつけておりますのでいろんな施設計画、そういったものも積み上げ計算で出された数字になっております。

徳永委員 ということは、認可を受けた事業をやっていく上で金額が頭打ちだから事業を減らしていきますというのは、本来ない話ではないのでしょうか。その認可に従ってちゃんと工事を進めていくというのが本来の姿で、それを評価するのが我々の任務ではないかという気がするんですけども。

森杉部会長 ちょっと待ってください。変な方向にいつてますね、真ん中までわかったんですけども。費用はこれ現在の費用で計算しているんですね。これというのは5ページですよ。

徳永委員 現在の費用残は建設費はもう引いているわけですよ。認可を受けてる工事を減らすことでしか実現できない工事費を計上しているわけですよ。

森杉部会長 そういうことですか。

徳永委員 だから認可どおりの事業を継続していくということに対しては、これはもう既にそこまではできませんと言ってる資料なわけですよ。そういう意味では実質的にもう計画変更していなければいけないはずの資料ではないかと。

遠藤委員 これは、あくまで用地買収費が10億円増加になるということを前提にして、残事業費にあわせようとしただけではないのかなと思うんですけど。

加藤委員 数値的にみるとそういう形になりますね。

森杉部会長 だから多分これは実態的な観点での数値が出せなかったんでしょうね。出すことが難しいですね、現在、改めて見直しをしているんだから。その見直した数字は公表できないんですか。こういう委員会に説明するわけにはいかないんですか。

公園緑地室長 そういったことはございませんけれども、国土交通省と協議が成立した時点で最終的な絵柄が確定するということになるわけですけども、基本的にはこちらで出したものがそのまま多分通ろうかなというふうに思いますので、事前にその辺の内容につきまして協議していただく分には問題はなからうかと。

森杉部会長 そうですか。

公園緑地室長 ですので、10月15日が一応最終になるわけですか。

行政評価室長 例えばそういう数字が出るということであれば、先生方の今、ご意見をあれすると、方向性はとにかくオーケーだということですよ。ただし何々、何々という条件がつくということではないかと思うんですが。それで、その条件を出すに当たって数字というものが先生方にまず一旦、見ていただいて、それで条件というものを付けて、そして例えば極端な話ですがB/Cが1以下になったらその事業は中止なんですよというか、そういう条件を付けておおむね妥当、意見を付して妥当なんでしょうか。

森杉部会長 室長、きょうの段階でそういう附帯条件付きの審査結果を出すわけにいかないと思うんです。ですから10月の段階、もしもそれが不都合ならば日付を変えることはできると思いますが、10月の段階できょう問題になったような点をつけて改めてご説明いただいて、それで、これにつきましては特別にもう一回この会を開くと。そういうことではいかがかと私は思っております。

沼倉委員 ちょっとすみません。結局見直しをしようというところに我々が意見を言うのは非常に難しいというのがあって、ここの数値というのは結局用地費が10億円ふえた分本工事費というところを下げていると。本来であれば今ある工事、それに用地の補償が10億円ふえたということでのB/Cの検討をした上で、こういう見直しをしてはというのを委員会しての意見とした方が多分流的にはいいんではないかなと思うんですけれども。

それにしても10億円ふえる予定だというところの資料と、あと本工事費の内容、こういうふうに見直した方がいいんだという内容等の資料をやはり1回はつくっていただいた方がいいんではないかと思えます。

全体でいえばB/CのBというのは、本工事費の内容に左右される内容ではないんですよ、実体は。なので、恐らくこのベネフィットの計算がいいのかどうかという問題は確かにあるんですけれども、ここで用地買収費が10億円ふえても恐らくB/Cの全体的な数字というのは余り影響がないんではないかと思えますので、もう一度そこを整理して方向性を決めてもらってはいかがでしょうか。

公園緑地室長 新しい計画については現在策定しているところでございますけれども、日程につきましてはあと決まりましたらそれに合わせますけれども、10月中旬まで事業費についてはある程度積み上げた数字を出したいというふうに考えてます。

あと絵柄ですけれども、追加資料にこういった絵柄をつけておりますけれども、これを若干修正した程度の絵柄ぐらいしか……最終絵柄までではできないかと思えますけれども、この程度の図面でもよろしければ10月中旬ぐらいまで用意させていただきたいなと思えます。

森杉部会長 それで、あとB/Cの値も便益は最悪の場合今の値を使うとすれば、費用サイドが変わりますね、今のお話であります。それで、便益はそう変わらないと思えますのでB/Cの値が変わってきて新しい計画ではBもちゃんと1を超してますよとか、それから再度用地買収でない方法はないかというご指摘もありましたので、き

よの話と同じで結構ですが、今のところは当面用地買収という制度はあるという形の意見をつけた格好でのテーマをつけていただくというような形で資料をつくっていただいて審議を継続するということがですか。

徳永委員 資料の件なんですが、最後の図面のような絵ということではなくて、恐らく我々が求めているのは、こういうところですね、この散策路はどうなるのと。これが例えばA地区のような木道であるとか、あるいは舗装してしまうのか、それに幾らかかるのかということをご皆さん求めているんだと思うんです、私はそうなんですが。

森杉部会長 そうですね。
それでは、以上のような形で10月15日ですか、継続していただくということによろしくございますか。

行政評価室長 そうすると確認させていただきますが、10月15日にまず加瀬沼の件を継続でやらせていただきます。

それから、そのほかの十幾つかの今までやってきたものについては、もうほとんど妥当とか意見というのは出ていますので、それは確認していただく程度で結論を出していただく。それで、その日に加瀬沼の分の結論を出していただければ、あとは文言整理でございますので、多分文言整理に時間がかかると思いますので、かけた上で知事の答申は部会長から日を改めてさせていただきますという日程でいかがでしょうか。

森杉部会長 結構です。
大丈夫ですね。手帳に1時半から16時半までと書いてありますが、プラスアルファの可能性はないと思いますが、こういう時間でもよろしくお集まりいただくようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして今回の部会は終了したいと思います、事務局から何かありますか。

事務局 それでは事務局から事務連絡させていただきます。
お手元に小さな封筒をお配りしております。それが10月15日の会議のご案内になります。これにつきまして何名かの委員の先生からもいただいておりますが、この場ででも結構ですし、後ほどファックスでも結構です。出欠についてご記入をお願いします。

宜しくお願い致します。以上です。

司 会 それでは以上をもちまして平成15年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了致します。

本日は誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名委員 加藤 徹 印

議事録署名委員 徳永 幸之 印